

親鸞の面影

——中世真宗肖像彫刻研究序説——

津田 徹英

はじめに

一、常敬寺「親鸞聖人」像の伝来をめぐって

(1) 京都・大谷の親鸞廟堂の造営と影像の造立

(2) 「唯善事件」の顛末と親鸞影像の鎌倉・常葉の地への移座

(3) 下総国下河辺庄への寺基の移転

二、常敬寺「親鸞聖人」像の概要と作風

(1) 概要

(2) 作風

三、「唯善寺同位」覚念の遺跡寺院が伝えた「親鸞聖人」像

結びにかけて——中世真宗肖像彫刻研究への視座——

はじめに

京都・本願寺(通称、西本願寺)所蔵「鏡御影」〔挿図1〕⁽¹⁾は親鸞(一一七三—一二六二)生前の面影を伝える似絵の代表作例であることは言をまたない。この「鏡御影」とともに親鸞の存命中に制作が遡るのは同じく本願寺所蔵「安城御影」⁽²⁾である。

「安城御影」は現状、絵絹の劣化損傷が著しく、像容の詳細を明確に把握できないことは惜しまれるが、副本である京都・東本願寺所蔵「安城御影」挿

図2」から原本の面影を窺うことが可能である。

「鏡御影」と「安城御影」は立・坐の相違があるにもかかわらず像容において、①眉がはね上がり、②襟首に帽子を巻き、③腹前において両手先で一重の数珠を執るなどの共通の特徴を認めることができる。これらの特徴は奈良国立博物館所蔵(京都・常福寺旧蔵)「熊皮御影」〔挿図3〕をはじめとして以後の時代に描かれた親鸞像においても継承されており、親鸞のイメージを決定づける特徴であった。しかも、今日われわれが対峙する肖像が親鸞であるかどうかを判断する際にも大きな影響力を及ぼしているといわなければならない。

挿図1 鏡御影 京都・本願寺

さて、本稿において以下に取り上げる
僧形坐像〔挿図4〕は今後、中世真宗の肖像
彫刻を考える上で重要な位置を占めるで
あろうと私考するが、従来、論議の俎上
にのぼることが全くなかったのも事実で
ある。この僧形坐像を伝える常敬寺（浄土
じょうと
真宗本願寺派）は、千葉県東葛飾郡関宿町

挿図3 熊皮御影 奈良国立博物館

挿図2 安城御影 京都・東本願寺

挿図4-(2)「親鸞聖人」像（正面） 千葉・常敬寺

挿図4-(1)「親鸞聖人」像（左斜側面） 千葉・常敬寺

挿図4-(4)「親鸞聖人」像（右側面） 千葉・常敬寺

挿図4-(3)「親鸞聖人」像（背面） 千葉・常敬寺

挿図4-(5)「親鸞聖人」像 (頭部左側面)
千葉・常敬寺

中戸なかとに所在し、元禄十一年(一六九八)、慧空によって編纂された『叢林集』⁽²⁾ほか近世の本願寺周辺で編まれた真宗叢書類等が一致して親鸞の孫・唯善の遺跡(3)と認める寺院である。そして、かの僧形坐像は

挿図4-(6)「親鸞聖人」像 (頭部右斜側面)
千葉・常敬寺

現在も常敬寺御影堂(本堂)中央の須弥壇上の宮殿内に本尊として安置され「親鸞聖人」の木像として厚く信仰がなされている。ちなみに、常敬寺に伝来したこの僧形坐像は、千葉県下における鎌倉時代

代に遡る本格的肖像彫刻との評価のもと、昭和五十二年(一九七七)には千葉県指定の有形文化財となったが、指定登録名称を「木造伝親鸞聖人像(傍点筆者)」としたことは留意すべきであろう。その表記から指定に際して寺伝に配慮しつつも親鸞像とすることになお抵抗があったことを窺わせる。⁽⁴⁾ところが、来歴について検討を重ねてみると、親鸞の没後、京都・大谷の地に造営された親鸞の廟堂に安置され、のち延慶二年(一三〇九)に起こった、いわゆる「唯善事件」によって鎌倉・常葉(常盤)の地にもたらされた親鸞影像に該当する可能性が高く、まさしく寺伝にいう「親鸞聖人」像であったというこ

とになる。とすると、何故これまで寺伝が素直に信用されなかったかということにも問題は及ぶであろうが、もとよりそれは今日、我々が抱く親鸞のイメージとも深くかかわっている。

すなわち本稿は、常敬寺「親鸞聖人」像が京都・大谷の地に建てられた親鸞の廟堂に安置すべく最初に造立された親鸞影像であることを明らかにするとともに、その考察を通じ親鸞のイメージをめぐる基本的問題を浮かび上がらせることを目的とし、併せて筆者が関心を寄せる中世真宗肖像彫刻研究の序としたいと思う。

一、常敬寺「親鸞聖人」像の伝来をめぐって

(1) 京都・大谷の親鸞廟堂の造営と影像の造立

弘長二年(一二六二)十一月二十八日、齢九十で没した親鸞の遺体はすぐに門弟の手で茶毘に付され、遺骨は鳥部野の北辺に埋葬されたという。そして十年後の文永九年(一二七二)冬、親鸞の墓所は改葬され、大谷の地に親鸞の廟堂を新たに造営することとなった。このことについて永仁三年(一二九五)十月十二日の奥書をもち、親鸞の曾孫・覚如が自ら詞書を記した京都・本願寺所蔵『善信聖人絵』には以下のごとく記されている。⁽⁵⁾

文永九年冬此、東山西麓鳥部野の北、大谷の墳墓をあらためて、同麓より西、吉水の北辺に遺骨を掘渡で、堂閣を立、影像を安す。

この詞書に対応して描かれる親鸞の廟堂(以下、大谷廟堂と呼ぶ)は、瓦葺の六角円堂で前三方に開閉式の扉が設けられていたが、廟堂内の様子につい

「御めうたう^(廟堂)」から、「御影堂」もしくは「影堂」に変化している事実はやはり無視し難く、すると、三氏の説の中では司田純道氏がこのことに留意しつつ、本願寺本『善信聖人絵』(もしくはその原本)の完成した永仁三年十月と専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』の完成した同年十二月を挟んで、十一月二十八日が親鸞の祥月命日に当たることに着目して、この祥月命日にあわせて大谷廟堂に安置すべく親鸞影像が造立安置された⁽⁸⁾と解したことは、後述することく、大谷廟堂の親鸞影像に該当する可能性が高い常敬寺「親鸞聖人」像が作風の検討から十三世紀末頃の造立と推定できるところとも矛盾せず傾聴すべきではなからうか。

そして、この廟堂に安置された親鸞影像は、次項で述べる「唯善事件」に係わって廟堂敷地の本所であった青蓮院から発給された延慶二年(一三〇九)七月二十六日

挿図7 三祖影 京都・本願寺

付「下知状」に「親鸞上人影像遺骨等事(中略)所詮、彼影像者、為門弟顕智等之造立」を明記しており、親鸞晩年の高弟・下野高田の顕智(一二二六〜一三〇〇)を中心とする東国門徒の造立になるものであった。しかも、そこに安置された親鸞影像は背屏付きの椅子のうえに跏趺坐する合掌像として造顕されており、その像容は「鏡御影」や「安城御影」と異にする点は留意しておく必要がある。

この合掌する親鸞像ということで想起されるのは、十四世紀中頃に制作が遡る本願寺所蔵の善導・法然・親鸞を一画面に描いた真宗教団確立期における「三祖影」とでも呼ぶべき画像の存在にある⁽¹⁰⁾。すなわち善導・法然・親鸞をそれぞれ合掌する立ち姿にあらわし、画面の左右に交互に配しながら、親鸞は斜め上の法然と対するとともに善導の真下に位置して同様の向きと手勢をもつて描く。同画像は念仏の教えが善導から法然を介して親鸞に正しく継承されていることを視覚化したものとみられるが、何よりも筆者が注目するのは親鸞を善導の姿に倣い同じ向きの合掌姿であらわした点にある。

挿図8 真宗門徒連坐像(部分) 三重・青巖寺

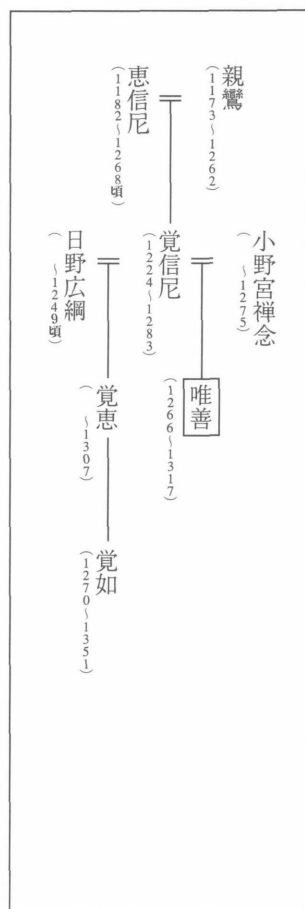
挿図9 善導像 福岡・善導寺

ちなみに、善導が合掌像として造顕される先行例は絵画作例に京都・知恩寺本があり、彫刻作例には京都・知恩院像、奈良・来迎寺像が知られている。わが国の善導像の制作に際して合掌姿にあらわされる伝統があったとみなされよう。そうと考えるとき、興味深いのは、今日、時代の降る作例しか確認されないが、親鸞の高弟・真仏の弟子で親鸞昵近の門徒であった専海(専信)の法系展開を示す真宗門徒連坐像⁽¹²⁾、あるいは真仏と並ぶ高弟・性信の法系展開を示す奈良・瀧上寺本の真宗門徒連坐像⁽¹³⁾において椅子上に趺坐して合掌する善導像が描かれていたことである(挿図8)。これらは中世の真宗門徒間においてそのような善導図像が受容されていたことの一端を示すものである。加えて、善導像の作例のなかに兵庫・昌林寺像や福岡・善導寺像(挿図9)といった背屏付きの椅子に趺坐して合掌するものが当代に存在することも重要である。このようにみるならば、大谷廟堂安置の親鸞影像が背屏付きの椅子に趺坐して合掌する姿にあらわし得たことも単に念仏すべく合掌恭礼する以上の意味を持ち得たとみななければならない。

(2)「唯善事件」の顛末と親鸞影像の鎌倉・常葉の地への移座

ところで、かの大谷廟堂の敷地は親鸞の娘・覚信尼(一一二四～一一八三)が文永十一年(一二七四)に後夫・小野宮禪念(?～一二七五)から譲渡されたもので、これを覚信尼は建治三年(一二七七)に親鸞の「はかところ(墓所)」に寄進している⁽¹⁴⁾。すなわち、そこに建てられた廟堂ともども帰属は親鸞の教えを在地で守る東国の門徒(門弟)中であつた。そして、管理守護する役目(留守職)に覚信尼みずからが当たり、以後も覚信尼の子孫の中で適任者が親鸞の東国門徒中の承認を得て留守職に就任すべきとした⁽¹⁵⁾。それゆえ、弘安六年(一二八三)十一月、自らの死期を悟った覚信尼は次代の留守職を先夫・

〔表2〕大谷廟堂をめぐる親鸞の一族



日野広綱(?～一二四九頃)との間に生まれた覚恵に譲ることを東国門徒中に申し出て、その了承のもと覚恵がこれを継職するところとなった⁽¹⁷⁾。

そして、覚恵は永仁四年(一二九六)以前において母・覚信尼と後夫・小野宮禪念との間に生まれた異父弟で常陸奥郡に住む唯善の窮状を見かね、家族ともども呼び寄せて廟堂に同居させている。もとより、覚恵と唯善の二家族が生活をするには廟堂の敷地は手狭であつたため、永仁四年(一二九六)七月、常陸奥郡門徒の協力により南隣の土地が購入されて廟堂敷地の拡張がはかられることとなり、これにともない廟堂背後の北側坊舎に居住した覚恵は北殿、南側坊舎に居住した唯善は南殿と称されて、東国門徒の廟堂参拝に際し南北両殿を尋ねることが慣例になった⁽¹⁸⁾。

その後、正安三年(一二三〇)頃より唯善の大谷廟堂留守職懇望が表面化し、策謀をめぐらすに及んで、これを快く思わない東国門徒は對抗策を講じ牽制を行った⁽²⁰⁾。しかしながら唯善は、徳治元年(一二三〇)には重病で留守職に耐えないことを理由に覚恵から廟堂の鍵を強要するとともに、子息・覚如ともども廟堂敷地から退去させて、ここに唯善の廟堂占拠という事態に発展した⁽²¹⁾。



挿図11 鎌倉・常盤「一向堂」周辺図

を連ねた唯善について、山梨・万福寺本が「唯善カマクラ」と記し、さらに現存する写本中において十四世紀に遡り得る最善の写本と私考される滋賀・光照寺本に「唯善トキハ」とあることが傍証となろう(挿図10)。

ちなみに、「親鸞聖人惣御門弟等交名」には「唯善与同位也」を明記する東国門徒が多数認められ(表3)、峰岸純夫氏はそのことに着目し、これまでの「唯善事件」に関する研究が「おおむね覚恵—覚如のその後本願寺教団に発展する側から唯善の纂奪というかたちで叙述」されることを指摘して唯善評価に再考を促されている。

ここで唯善の行実に着目するならば、唯善は嘉元元年(一三〇三)九月、「専修念仏停廢」発令に際して、ただちに関東に下向し横曾根門徒の木針の智信が差し出した三百貫を含む数百貫の銭貨を東国門徒から集め、鎌倉幕府に働きかけて同年中に親鸞門流安堵の「連署奉書(下知状)」を取り付けることに成功している⁽³⁰⁾。幕府禁令による真宗存亡の危機に瀕しての唯善による早急な行動と実務・成果は、その顛末を報告すべく翌、嘉元二年十二月二十八日付で顕智に宛てられた書状において唯善が自負する「親鸞上人の遺跡」として

の手腕を東国門徒に印象づけたのも事実であり、大谷廟堂の留守職をめぐる覚如との相論に際し唯善を支持する東国門徒があった所以でもあろう。

とすると唯善の行った行為の是非は別としても、留守職をめぐる相論の直接の対象が廟堂ならびに敷地であったことは留意すべきで、留守職を追われた唯善が名実ともに「親鸞上人の遺跡」であるためには廟堂内に安置された親鸞影像と遺骨の奉持が必要不可欠であったのではなからうか。そして、「存覚一期記」当該条に「田舎ノ人々群集ス彼所ニ」と表記されたことは、例えば親鸞の消息中に「さてはあなかのひと、みなとしごろ念仏せしは」と見え、その娘・覚信尼のしたためた東国門徒への書状の宛名が「志んらん上人のゐ中の御てしたちの御なかへ」あるいは「ゐ中の人、の御中へ」であったことを視野に入れるならば、京都・大谷の地にあった親鸞影像が鎌倉・常葉の地に安置され、近在の人々が興味本位で見物に集まったと解するよりは、むしろそれは「親鸞上人の遺跡」が奉持する大谷廟堂の親鸞影像として迎え入れられ、これを拝すべく唯善に与した東国門徒を中心に参集があり得たと考えるのが自然であろう。

なお、唯善の鎌倉での活動拠点であったという「常葉」の地に及んでおくと、長谷の地にある高徳院銅造阿弥陀如来坐像(鎌倉大仏)の背後の山の反対側の谷合いに位置する「常盤」の小字名「一向堂」に比定されており(挿図11)、かの地は隣接して北条政村(一二〇五〜一二七三)の広大な常盤亭が存在し、その嫡流の源時(一二四一〜一二七〇)以来、常葉北条氏の本拠地であった事実も無視し難く、唯善によるかの地の選定にこれらの容認もしくは何らかの配慮があったことを窺わしめる。

(3) 下総国下河辺庄への寺基の移転

さて、鎌倉の常葉の地にもたらされた親鸞影像のその後の動向を考えるうえでの手がかりは、前掲「親鸞聖人物御門弟等交名」の唯善の項に「ソノアトマコニ善宗シモヲサノクニシモカウヘ」を明記して、唯善の遺跡である善宗が「下総国下河辺」を活動の拠点にしていたことにある〔前掲挿図10参照〕。

この「下総国下河辺」とは武蔵国と接して下総国に所在した下河辺庄を指す。その庄域は渡良瀬川・古利根川・古隅田川を西限とし、常陸川水系(中利根川)を東限として、北限は茨城県猿島郡の旧長井戸沼水系に沿って総和町上大野にまで遡り、南は葛西御厨に接していたことが明らかにされているか、かの常敬寺の所在する関宿は中世の下河辺庄の庄域内にあって中央やや北寄りに位置していた〔挿図12〕。

しかも、周辺には「唯善与同位」の東国門徒が散在していたことは峰岸純夫氏の注目するところであるが、下河辺庄は十三世紀後半以来、鎌倉幕府滅亡まで金沢北条氏が一円知行し、庄内に有力被官・倉栖氏が所領を有していたことも見過ごすことはできない。この倉栖氏は建武新政期を経て下河辺庄が足利氏の所領(御料所)として執事・高氏の知行下になった後も庄内に所



挿図12 下総国「下河辺庄」域図

領を保持しており、高氏による所領の再給与を通じ高氏の被官になっていたことが推定されている。ここで倉栖氏が下河辺庄内に鎌倉時代から南北朝時代に所

領を保持していた事実を念頭に置くとき、想起されるのは『存覚一期記』の解説を通じ、存覚の鎌倉滞在中の記述のうちに真宗門徒と北条氏との関係が窺われ、しかもそれは大仏北条氏と金沢北条氏であったという指摘である。そして、存覚四十二歳・元弘元年(一三三二)の条には十二月頃、その春に生まれた娘・瑠璃光女を「倉柄沙汰」で近江に留め置き、大晦日に存覚が「倉柄宿所」に参着した旨を記す。

かの『存覚一期記』は原本が失われ、これを抄出した近世の写本しか伝わらないが、この「倉柄」とは金沢北条氏の被官で下河辺庄に所領をもつ「倉栖」の転写過程での誤写ではなかったか。

すると、そこに真宗門徒と金沢北条氏の有力被官・倉栖氏の結びつきを見て取ることができようが、唯善の遺跡である善宗の活動の拠点・下河辺庄の庄域に倉栖氏が所領を有していた事実を考慮するならば、善宗と倉栖氏の間に関係を想定することはあながち不当ではなからう。近年、倉栖氏の本幹が「下総国猿嶋郡」内の「倉櫛郷」であった可能性が指摘されており、かの「猿嶋郡(猿島郡)」が常敬寺の所在する関宿に隣接することも偶然ではない。

そうとみると、鎌倉・常葉の地から下総国下河辺庄への移動の時期をいつと考えるかが問題となるが、『親鸞聖人物御門弟等交名』において「唯善」の拠点を「トキハ」とし「ソノアトマコニ善宗シモヲサノクニシモカウヘ」と記すことから、善宗の時代に活動の拠点が下総国下河辺庄に移ったとするのが穏当であろう。ここで唯善の没年について常敬寺の所伝および近世に本願寺の周辺で編纂された真宗叢書類が一致して正和六年(一三一七)二月二日を伝えており、ひとまずこれに従うならば鎌倉・常葉の地から下総国下河辺庄への移動は正和六年以後であったということにならうか。また、『親鸞聖人物御門弟等交名』の成立が元享元年(一二三二)から貞和三年(一二四七)の間に

〔参考年表〕 唯善行実・関係年表

文永三年 (一一六六)	唯善誕生(母は親鸞の娘・覚信尼、父は小野宮禪念)〔惠信尼消息(第十一通)より推定〕 童名「一名丸」。幼年時代は少将源輔時猶子。成人後は亜相源雅忠猶子となる。仁和寺相応院守助僧正について出家、大納言阿闍梨弘雅を名乗る。のちに常陸国河和田の唯円に師事し、唯善房を名乗る〔史料①・②・③・④〕
文永九年 (一一七二)	冬 頃 覚信尼、小野宮禪念から相伝した大谷の敷地に親鸞の廟堂を建てる〔史料⑤〕
建治三年 (一一七七)	11・7 覚信尼、小野宮禪念から相伝した大谷の敷地を親鸞の廟堂に寄進し、留守職には東国門徒中の承認を得た者を選ぶよう懇願する〔史料⑥〕
弘安三年 (一一八〇)	10・25 覚信尼、一名丸(唯善)・専証(覚惠)の連署のうえ、小野宮禪念から相伝した大谷の敷地を親鸞の廟堂に寄進し、その留守職には東国門徒中の承認を得た者を選ぶよう懇願状を再び記す〔史料③〕
弘安六年 (一一八三)	11・24 覚信尼、東国門徒中に書状を書き、大谷廟堂留守職を覚惠に譲る旨を告げるとともに後事を依頼する〔史料⑦〕
永仁三年 (一一九五)	11・1 大谷廟堂に顕智ら東国門徒造立の親鸞影像を安置する〔史料⑤・⑧・⑬〕
永仁四年 (一一九六)	この頃までに 覚惠、常陸国河和田での窮状をみかね唯善を呼び寄せ大谷廟堂敷地内に住まわせる〔史料②〕
正安三年 (一一三〇)	7・17 唯善、門徒中に働きかけ大谷廟堂の南敷地の拡張を図る〔史料②・⑨〕
乾元元年 (一一三〇)	12・1 唯善、自身宛に大谷廟堂・敷地安堵の院宣を獲得するべく画策〔史料⑪〕
嘉元元年 (一一三三)	冬 頃 鹿島門徒の長井道信、唯善宛に廟堂・敷地安堵の院宣が下されたことに不信感を募らせ、覚惠に対策を要請〔史料②〕
嘉元二年 (一一三〇)	2・10 以前 覚惠、唯善に対抗すべく「親鸞上人門弟等」宛に大谷廟堂・敷地安堵の院宣を下賜してもらうため必要経費の捻出を東国門徒に依頼〔史料②〕
徳治元年 (一一三〇)	2・10 覚惠、「親鸞上人門弟等」宛に大谷廟堂・敷地安堵の院宣を得る〔史料⑫〕
徳治二年 (一一三〇)	4・8 鹿島門徒の順性ら東国門徒二十一名、院宣を門徒中に披露。覚惠の大谷廟堂留守職継承を承認〔史料⑬〕
延慶元年 (一一三〇)	5・22 覚惠、大谷廟堂留守職を覚如に譲ることを東国門徒中に告げ、後事を依頼〔史料⑩〕
	9・1 鎌倉幕府の「専修念仏停廢」発令〔史料⑭・⑮〕
	10・1 唯善、東国門徒から数百貫の銭貨を集め、幕府に働きかけ「親鸞上人門流」安堵の「連署奉書(下知状)」を得る〔史料⑫〕
	12・28 唯善、顕智に幕府から得た「親鸞上人門流」安堵の「連署奉書(下知状)」を地頭方に披露すべき旨を要請〔史料⑮〕
	11・1 唯善、大谷廟堂の鍵の譲渡を病身の覚惠に強要。覚惠・覚如親子、廟堂敷地内から退去〔史料⑫〕
	4・12 覚惠没〔史料①・②〕
	11・1 覚如の窮状を見かね奥州伊達郡野辺の了専ら、覚如を伴い奥州に下向〔史料⑫〕
	4・1 覚如上京。法興院辻子に居住〔史料⑫〕
	11・30 常陸鹿島・下野高田・三河和田の各門徒、唯善の大谷廟堂・敷地占拠を不当とし、事態の收拾を覚如に依頼〔史料⑫〕
	12・1 覚如は猶父・日野前権中納言俊光に働きかけ、再度「親鸞上人門弟等」宛に院宣を得る〔史料⑫〕
	12・1 唯善、覚如の措置に対抗するべく青連院に働きかけ院宣を得る〔史料⑫〕
	夏 頃 常陸鹿島・下野高田・三河和田の各門徒上京。大谷廟堂・敷地安堵をめぐる青連院門跡奉行伊予法眼泰任に折衝する〔史料⑫〕
	7・19 以前 唯善、大谷廟堂留守職の継職権をめぐる訴訟に敗訴。廟堂から親鸞影像と遺骨を収奪し、鎌倉・常葉の地に下向〔史料⑫・⑧・⑰・⑱〕
	7・26 青連院、親鸞門徒中に大谷廟堂復旧を許可〔史料⑧・⑱〕
	2・2 唯善没〔史料⑩〕
	10・1 唯善房遺跡が親鸞影像を返却するとの風聞あり。専空ら下向するも交渉は不調に終わる〔史料⑫〕
	7・5 以前 唯善の遺跡・善宗、下総国河辺庄にあり〔史料④〕

〔依拠史料〕①親応二年(三三五)從寛撰「幕帛絵」卷五・文和元年(三三五)乘專撰「最須敬重絵」卷五、②常樂台主老納「期記」存覚「期記」、③弘安三年(一一八〇)十月二十五日付「覚信尼大谷敷地寄進状案」、④「親鸞聖人惣御門弟等交名」、⑤本願寺本「善信聖人総」専修寺本「善信聖人親鸞伝絵」、⑥建治三年(一一七七)十月七日付「覚信尼大谷敷地寄進状」、⑦弘安六年(一一八三)十月二十四日付「覚信尼最後状案」、⑧延慶二年(一一三〇)九月十七日付「青連院下知状」、⑨永仁四年(一一九六)七月十七日付「良海法印于善信上人遺弟中状」、⑩正安四年(一一三〇)五月二十二日付「覚惠讓状」、⑪正安三年(一一三〇)十二月日付「唯善院宣請言上状案」、⑫正安四年(一一三〇)二月十日付「院宣案」、同年四月五日付「院宣に付き有房脚状」、⑬正安四年(一一三〇)四月八日付「門弟等連状案」、⑭元亨元年(一一三二)二月日付「本願寺親鸞上人門弟等愁申状」、⑮嘉元二年(一一三〇)四月二十二日付「唯善書状」、⑯延慶元年(一一三〇)八月二十八日付「院宣に付き有房脚状」、⑰延慶二年(一一三〇)八月二十九日付「青連院下知状案」、⑱千葉・常敬寺所蔵元禄十三年(一七〇〇)写「過去帳」。

求められることから、下限である貞和三年(一三四七)以前に遡ることは確実である。

はたして、『存覚一期記』存覚四十九歳・暦応元年(一三三八)の条には「唯善房遺跡」が、かの親鸞影像の返還要求に応じるかの風聞があり、下野高田門徒の専空らが受け取りの使者に立ったものの「唯善房遺跡」との交渉が不調に終わった旨を記している。この「唯善房遺跡」とは唯善の後継者・善宗を指すと考えるのが自然であり、当該条は親鸞影像が当時なお関東にあり、記述のうちに親鸞影像の移動を窺わせることから、これが下河辺庄への移座を示唆するものではなかったか。

加えて、倉栖氏は観応の擾乱(一二五〇～一二五五)で高氏と運命をともにしたと考えられており、⁽⁴⁴⁾親鸞影像の鎌倉・常葉の地から下総国下河辺庄への移座が推定される時期は倉栖氏も高氏の有力被官としていまだ下河辺庄

に所領を保持・存続して矛盾はない。

このようにみるならば、近世に本願寺周辺で編纂された真宗系叢書類のいずれもが常敬寺を唯善の遺跡寺院とすることも、依拠史料を明確にし難いものの事実を伝えるとみて大過ないであろう。

なお、その後の親鸞影像の存在を考えるうえで留

挿図13 千葉・常敬寺「親鸞聖人」像 像内割首部

意しておかなければならないのは、本願寺證如(一五一六～一五五四)の『天文日記』⁽⁴⁵⁾天文五年(一五三六)十月二十六日の条ならびに同八年三月二十七日の条である。前者は「坂東之中戸山兵部卿」^(常敬寺)が證如に送った書状に関する記事で、これに拠ると、常敬寺は先年、親鸞木像の首を本願寺に返納し帰参の許しを得たが、常敬寺「兵部卿息」が首の無くなつた親鸞木像に新たに首を造つて据えた由を證如が側聞し、事の実否を質された常敬寺「兵部卿」は書状をもつてそのことについて弁明したと記す。対して證如は本願寺に二心無きときは新造の親鸞像の首を差し出すことを言外に要求しており、後者の条はこれを承けて、「兵部卿」のもう一人の「子息」が證如に指摘され問題となつた新造の親鸞像の首を持参し、これを證如は実見に及んだが、新造と聞き及ぶには以外に古めかしく見えたので疑問を呈したところ、かの「子息」より「就国錯乱儀、道場具悉奪取之ヲ、萱葺以下依リテ無キニ被レ当ニ雨露ニ令レ損之由」⁽⁴⁶⁾が言上されたという。なお、その際、證如は「兵部卿」の「子息」によつて持参された親鸞像の首を問題とした新造の親鸞像の首とは「別物」と見なしていたようでもあるが、ともあれ両条は他ならぬ親鸞木像の首が二度にわたつて常敬寺から本願寺に納められた事実を示すであろう。

ただし、次項で明らかにするように常敬寺に伝来し、本稿で問題とする「親鸞聖人」像は頭・鉢を共木彫出し、これを割り首にしており、木目は頭・鉢で続いている(挿図13)。よつて、『天文日記』にみえる二度にわたつて常敬寺から本願寺に首だけが差し出されたという親鸞木像と当該の常敬寺「親鸞聖人」像は全く別物であつたとみななければならない。

ここで想起されるのは、本願寺周辺において編纂された近世の真宗叢書類がいずれも、唯善から数えて四代のちの善栄が本願寺出仕中に親鸞像の首を奪い去り、第六代・善鷲に至つて奪い取つた親鸞像の首を本願寺に返納し、

宗主・蓮如(一四一五～一四九九(本願寺継職は一四五七～一四八九))から「自後須随本山、常敬重之」の語を賜り「常敬寺」を名乗ったと伝えることである。⁽⁴⁶⁾

このことを検証する史料を筆者は持ち合わせないが、本願寺證如が常敬寺の所有する親鸞像の首に固執する様子を窺わしめる『天文日記』当該兩条を考慮するならば、唯善のちの第四代・善栄が本願寺において親鸞像の首を奪取したこと、および、第六代・善鷲がこれを本願寺に返却し、寺号を改めたとする所伝は事実であったのではなからうか。⁽⁴⁷⁾ そして常敬寺歴世を勘案すると、この「兵部卿」こそ第六代・善鷲その人ではなかつたか。

ちなみに、常敬寺の所在する地先には古河公方の対後北条戦略のための拠点・関宿城があつたため、この関宿城をめぐる古河公方と後北条氏の攻防は永祿八年(一五六五)、同十一年(一五六八)、天正二年(一五七四)の三次にわたる関宿合戦で熾烈をきわめ、⁽⁴⁸⁾ その頃までに常敬寺は存亡をかけて寺基を二分し、ひとつが信濃に移っている。⁽⁴⁹⁾ 一方、関宿合戦による兵火は、かの地に留まった常敬寺の諸堂にも及んだが親鸞の木像は無事であつたといひ、⁽⁵⁰⁾ 焼失を免れた一堂をもとに寺中寺院とみられる福泉寺が下河辺庄における常敬寺遺跡を継承したようである。その後、福泉寺は寺力を蓄え十八世紀前半において当時、信濃から越後に寺基を移転して東本願寺末となつていた常敬寺から離れ、本願寺(西本願寺)に帰参するとともに、改めて常敬寺の名跡を継承し「関東七箇寺」の格付に列して今日に至っている。⁽⁵²⁾

そして、この常敬寺御影堂(本堂)に現在、本尊として安置されるのが本稿で以下に取り上げようとする「親鸞聖人」と伝承される僧形坐像である。しかも、その像容が三重・専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』の描くところの大谷廟堂に安置された親鸞影像と一致するとなると非常に興味深いものがあるう。

二、常敬寺「親鸞聖人」像の概要と作風

ここで常敬寺「親鸞聖人」像(以下、常敬寺像)について、実査にもとづく概要と作風を記しておく以下の通りである。⁽⁵³⁾

(1) 概要

〔法量〕(単位はcm)

像高	六九・七	臂張	四七・六	膝張	五九・四
頂―頸	二四・七	腋幅	二六・六	袖張	八二・二
耳張	一八・一	胸奥(右)	二三・四	膝高(右)	一三・七
耳朶張	一八・〇	〃(左)	二三・〇	〃(左)	一三・三
面幅	一五・三	〃(正中)	二四・六	膝奥	五〇・八
面奥	一九・三	腹奥(衣含む)	二四・五	裳先奥	六一・八

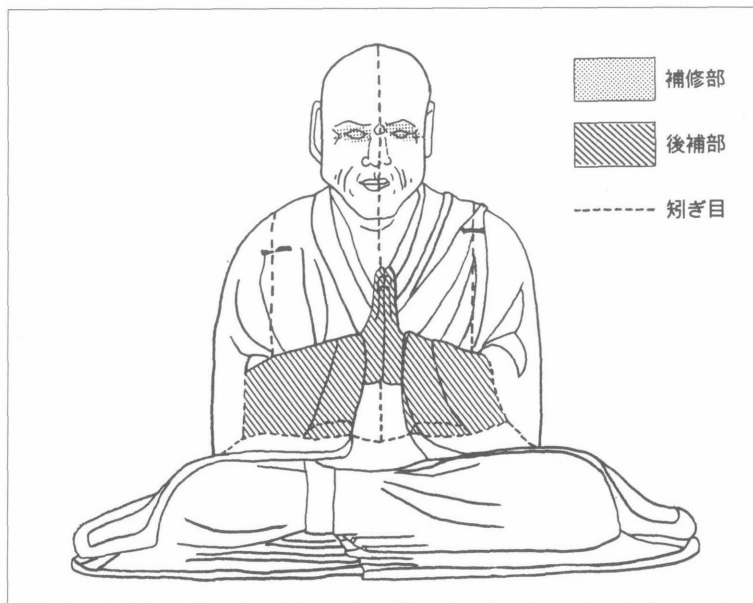
〔形状〕

頭部を円頂とし、眉を僅かにひそめ鼻根をあらわす。両眼をやや窪め、上脛を二重とする。頬骨を出すとともに頬は瘦け、目尻から頬骨にかけて、および、頬の窪みに数条の皺をあらわす。鼻孔を穿ち、人中を浅く窪め、口許を閉じて一文字に結ぶ。

內衣、裳付の縮衣を右衽に着け、袈裟を大威儀と小威儀をもって左肩に懸ける。

これらのうち、內衣は裳付の縮衣の襟下と両袖口にあらわれる。裳付の縮衣は袖を両外に広げ、袂を右脚上にあらわし、裳裾は膝前において横皺を幾重にもあらわす。

袈裟は条・田相を明確にはあらわさない。細い平带状の大威儀は末端を背



挿図14 千葉・常敬寺「親鸞聖人」像 保存状況

面中央の袈裟上で縦に取り付け、左肩に懸け、胸前において袈裟の下層へ入り込む。なお、袈裟との接続部には結び目をあらわさない。小威儀は左肩先で袈裟の両衣角を接続すると思われるが明確でない。

正面を向き、やや背中を丸めて跏趺し、胸前で合掌する。

〔品質・構造・表面仕上げ〕

檜材・寄木造。各材はいずれも幅約一三・五cm・厚み約一二・〇cmの数値を示すことから、造像に際し規格材を用いたとみられる。頭軀幹部は前後左右に四材を寄せ、その後方において背板風に左右二材を矧ぎ足す。両体側は左右ともに前後二材を寄せ、袖袂を形成する三角材を両外側に矧ぐ。両脚部

は裳先を含んで横木前後三材矧ぎとする。さらに左右ともに前膊を含む袖の前半材をそれぞれ矧ぎ付け、合

掌手は両手首までを含んで一材から共木彫出したものを袖口に矧ぐ。このほか腹部前面および両袖口に小材を矧ぎ付ける。

内衿りを頭部・軀部ともに行い、その際、像底は地付から最大九・七cm矧り上げたところで平滑に残し、いわゆる「上げ底」式とする。

内衣の襟際の線に沿って割り首とし、いったん割り放った頭部と軀部との接合に際しては、割り首にした頭部前面左方材の柄部の底面と襟に接する先端、および軀幹部右前方材の襟際にそれぞれ小材を当てる。これらの小材はいずれも当初とみられる。

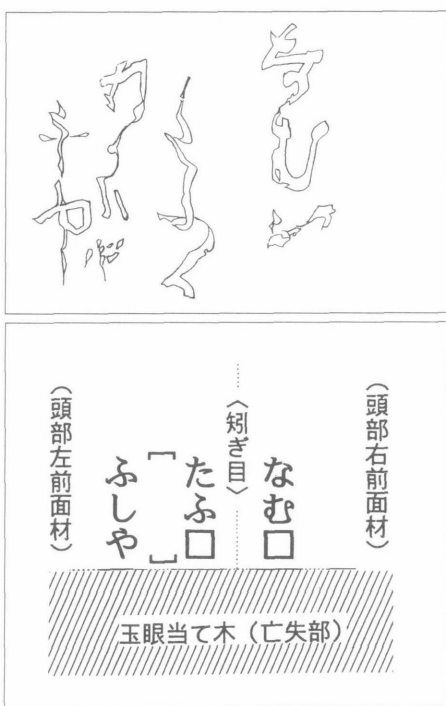
玉眼を嵌入し、像表面は錆下地を施し、肉身部と着衣に茶漆、袈裟に黒漆をかける。

〔保存状況〕

後補部は合掌手、両前膊を含む袖部前半材および両袖口の小材〔挿図14〕、各材を緊結する鉄製錠のすべて、玉眼、表面の仕上げなど。

現状、左袖の袂を形成する三角材に割損が認められるとともに、その外側端を割損亡失する。また、像底において軀幹部を構成する前後左右四材のう

挿図15 千葉・常敬寺「親鸞聖人」像 頭部内墨書銘（赤外線写真）



挿図16 千葉・常敬寺「親鸞聖人」像 頭部内墨書銘籠字および判読（私案）

ち、後方右材の「上げ底」部の大半、および、後方左材の背板に接する右半分を地付から「上げ底」部のほとんどを含んでやや上まで割損亡失する。

このほか腹部前面の小材が遊離し、両眼の周辺（こゝに上脛付近）には後世の補修の手が入るものとみられる。また、頭部内の玉眼をおさえる当て木を亡失する。

〔像内墨書銘〕

頭・鉢の内刳面にそれぞれ墨書銘が認められ、前者は造立当初に遡るものとみられる。すなわち、頭部内の墨書銘（挿図15）は前面左右二材の矧ぎ目寄りの上方に玉眼部の当て木に及んで記されていたようであるが、現状、玉眼部の当て木を失ううえに、銘文は草版

名で記されるため全容を判読し難いのも実情である。ひとまず私案を示しておくとして別掲の通りである〔挿図16〕。

一方、鉢部内の墨書銘は鉢幹部を構成する前後左右四材のうち後方左右二材の内刳面およびその左方材が割損欠落して露出する背板材の矧ぎ面にまで及んで記されている。ただし現状、木肌の荒れが著しいうえに、後世の修理に際して像内の墨書銘を水洗いしたようにも見受けられ、墨色は薄い。当該部を赤外線等の光学的手法によってみても効果は得られず全容の把握は困難を極める〔挿図17〕。はたして造立当初に遡る銘記をどの程度残しているかも即断できないのが現状である。

(2) 作風

常敬寺像は保存状況の項で詳しく述べたように現状、矧ぎ目の緩み、部材

挿図17 千葉・常敬寺「親鸞聖人」像 鉢部内墨書銘（赤外線写真）

挿図18 千葉・常敬寺「親鸞聖人」像 裳先部

挿図19 性信像 群馬・宝福寺

の遊離等が随所に認められるうえに、眼部周辺には補修の痕跡があり、玉眼・合掌する両手・前膊を含む臂までの両袖前半を後補とする。さらに、像底の「上げ底」部は一部を割損亡失し、像内の木肌も荒れてしまっている。

挿図20(2) 正観音菩薩像(右側面) 埼玉・林泉寺 挿図20(1) 正観音菩薩像(正面) 埼玉・林泉寺

これらは伝来の過程において受難の歴史があったことを窺わしめる。ただし現状、後補にかわる合掌手および前膊を含む臂までの両袖前半は手勢から判断して、旧様を踏襲するとみて大過なく、像の原容を窺い得ることは幸いといえよう。

その姿は頭部をやや大きくつくるものの、正面観において肩巾を広くとるとともに、臂の張と膝の厚みを抑えて上躰を広く見せており、さらに両袖を外側に張り出すことで頭部の大きさをさほど感じさせずに安定した像容を現出させている。一方、側面観では背中を僅かに丸めてやや猪首となっている。そして、着衣に認められる衣文線ならびに襞は浅く控えめである。

像主の印象を決定づける面貌は、眼部が窪んで頬骨をあらわすとともに頬が瘦けており、目尻や頬骨、頬には皺を刻んでいる。老相であることを示すものである。また、プロフィールでは、丸みを帯びた後頭部寄りに、耳を大きくあらわし、その下端から顎先にかけては頬がそげおちて骨格があらわれ、顎先を失らせている。

常敬寺像にみられるこれらの特徴は像主の個性を示すものであり、いまだ

挿図20(3) 正観音菩薩像(背面) 埼玉・林泉寺

彫技において写実性を失っていないといえよう。そして、そのことは構造面において規格材を用い、像底を「上げ底」式に刳り上げながら堅固な造作をみせること

と相まって、造像が鎌倉時代に遡ることを示すに十分である⁽⁵⁴⁾。

なお、その表現において見過ごすことができないのは、大小の威儀をもつて袈裟を左肩上に懸けるとともに、裳先に幾重にも横皺をあらわすことである〔挿図18〕。

これらのうち、前者は「鏡御影」や「安城御影」にも認められるものであるが、後者については群馬・宝福寺性信像〔挿図19〕や茨城・報恩寺性信像、あるいは延慶三年(一三二〇)の墨書銘を頭部に有する栃木・専修寺顕智像など、中世に造像が遡る真宗の肖像彫刻に顕著にあらわれるものである。中世真宗の肖像彫刻特有の表現とみるべきであろう。そして中世真宗の法衣の現存遺例、あるいは、当代の真宗門徒が着用すべき衣体について言及する本願寺覚如撰『改邪鈔』の条文を手がかりにするならば、その表現は「裳付」の「縮衣」をあらわしたものと解されるであろう。

ところで、常敬寺像は造立年次を明確に示す銘記の存在が確認できず、自

挿図21-(1)「親鸞聖人」像 像底 千葉・常敬寺

挿図21-(2) 正観音菩薩像 像底 埼玉・林泉寺

ずと作風から造立年次を推定せざるを得ないが、その際、参考となるのは嘉元二年(一三〇四)の造立銘をもつ埼玉・林泉寺(越谷市増林所在)正観音菩薩像⁽⁵⁶⁾〔挿図20〕の存在である。

その正面観において肩幅を広くするとともに臂の張と膝の厚みを抑えて上臑を広くみせようとすると、あるいは、側面観において背中を僅かに丸めてやや猪首とし、胸に厚みをもたせて前方にせり出し出した脚部とともに現出させる彫刻空間の扱いは同趣とみなされよう。

加えて、像底〔挿図21〕の処理は、常敬寺像が像地付から刳り上げながら底面を残す「上げ底」式とするのに対して、林泉寺像では像底面を残さずに像地付からの内刳りが像内に及ぶという相違を見せるものの、その構造は前後左右四材を寄せて臑部とし、足りない背面を背板風に左右二材矧ぎ足して、臑側は左右とも前後に二材を寄せる点において同巧である⁽⁵⁷⁾。地付底面の、ことに臑幹部における扁平な概形にあい近いものを認めようとするのは筆者だけであろうか。

はたして常敬寺像の作風をこのように理解するとき、常敬寺像の造立は林泉寺像の造像銘記が示す嘉元二年(一三〇四)をひとつの目安として、これに近い頃を推定すべきであろう。

ここに至って改めて想起こそされるのは、この「親鸞聖人」像を伝えた常敬寺が「唯善事件」に際し、大谷廟堂から親鸞影像を持ち去った唯善その人の遺跡寺院であったこと、さらには、その常敬寺に「親鸞聖人」像として伝来した当該像の像容が専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』に描かれる大谷廟堂安置の親鸞影像とほぼ一致することである。しかも、かの大谷廟堂の親鸞影像の造像時期について、司田純道氏およびその研究を承けた宮崎円遵氏が本願寺本『善信聖人絵』と専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』にあらわれた大谷廟堂内

挿図22-(2)「親鸞聖人」像（正面） 埼玉・清浄寺

挿図21-(1)「親鸞聖人」像（左斜側面） 埼玉・清浄寺

挿図22-(4)「親鸞聖人」像（右側面） 埼玉・清浄寺

挿図22-(3)「親鸞聖人」像（背面） 埼玉・清浄寺

の絵相の違いを、関係文書にみえる廟堂の呼称の変化を考慮しながら両者の整合性を求めて、永仁三年（二二九五）十一月二十八日の親鸞の祥月命日にあわせての造立であったと指摘されたことは概述）、作風から推定される常敬寺像の造立時期とも矛盾しないといえよう。加えて、次章で詳述するように、「唯善事件」に際し唯善を支持した「唯善与同位」の東国門徒の一人である覚念の遺跡を伝える寺院に、中世に造像が遡り、常敬寺像の模刻とみなされる僧形像を「親鸞聖人」像として伝えることをも視野に入れるならば〔挿図22〕、かの常敬寺像こそまさしく唯善が鎌倉・常葉の地にもたらした大谷廟堂安置の親鸞影像そのものではなかったか。

はたしてそうとみることが許されるならば、常敬寺像に埼玉・林泉寺正観音菩薩像と近い作風を認め得たことについても、大谷廟堂に安置された親鸞影像の造像の推進者が下野高田の顕智を中心とした東国門徒であったことを念頭におくとき、かの下野高田と林泉寺像が伝来した埼玉・越谷(58)の地がそれぞれ下河辺庄に近接している事実は、中世において下河辺庄を中心とする一文化圏に収まることを示して、親鸞影像の造像が東国において行われ、大谷廟堂へ造進されたことを示唆するものではなかったろうか。

挿図22-(5)「親鸞聖人」像 (頭部左側面)
埼玉・清浄寺

もとより、その面影は親鸞の存命中に描かれた「鏡御影」あるいは「安城御影」と異なるものの(後述)、常敬寺像に認められる風貌が老相であること、および、かの大谷廟堂へ親鸞影像の造進を行った中心人物・下野高田の顕智が親鸞最晩年の高弟であったことを思うと、かの親鸞影像(すなわち常敬寺像)の風貌に東国門徒の、最晩年の親鸞に対するイメージの投影をみてとることもあながち不当ではあるまい。⁽⁵⁹⁾

挿図22-(6)「親鸞聖人」像 (頭部右斜側面)
埼玉・清浄寺

三、「唯善与同位」覚念の遺跡寺院が伝えた 「親鸞聖人」像

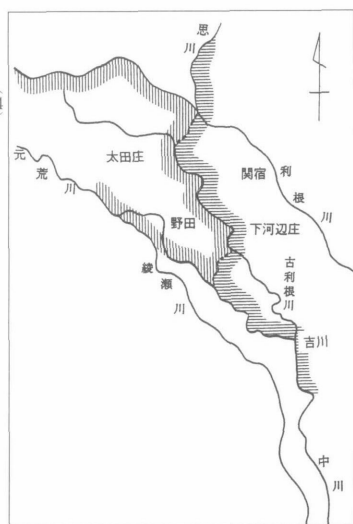
唯善によって京都・大谷廟堂に安置されていた親鸞影像が鎌倉・常葉の地へもたらされた折の東国門徒の反応は、『存覚一期記』に「田舎人々群集^ス彼所^ニ」と記されるところであったが(既述)、かの親鸞影像が以後の東国門

徒の造像に及ぼしたであろう影響の一端は埼玉県吉川市木売の清浄寺(浄土真宗本願寺派)に伝来した「親鸞聖人」像(前掲挿図22)に窺うことができる。

この清浄寺は天保元年(一八三〇)に完成した江戸幕府編纂の武蔵国地誌『新編武蔵風土記稿』⁽⁶⁰⁾卷之三十一・葛飾郡之十二に拠るならば、親鸞門下の西念を開基とし、その弟子覚念がこれを継承したと伝える西光院の後身ということになる。

ここで西念から覚念に続く法系を元享元年(一三二二)から貞和三年(一三四七)までの間に成立した『親鸞聖人物御門弟等交名』でおさえておくと、覚念を弟子とする「西念^{サイシム}ムサシクニノタ」⁽⁶¹⁾がこれにあたるであろう(挿図23)。ちなみに、そこに記される「ムサシノクニノタ(武蔵国野田)」について、『和漢三才図会』⁽⁶²⁾『新編武蔵風土記稿』、あるいは本願寺周辺で編纂された近世の真宗叢書類はいずれも足立郡野田(現、埼玉県浦和市野田)に考定している。しかしながら、『親鸞聖人物御門弟等交名』と同一原本によって成立したとみられる『親鸞門侶交名』⁽⁶³⁾には西念から覚念に続く法系を「武蔵国太田之住」と記しており、この「武蔵国太田」とは下総国下河辺庄(既述)に西接して南北に広がる武蔵国

挿図23『親鸞聖人物御門弟等交名』当該部
滋賀・光照寺



挿図24「吉川」周辺図

いえよう。⁽⁶⁴⁾

かの野田の地の景観は、これを挟んで古利根川と元荒川が南北に流れており、その合流点に清浄寺の所在する吉川が位置する(挿図24)。そして、この吉川の地が中世後期において野田とともに当地における商品流通の要所であったことは『市場之祭文』⁽⁶⁵⁾に記されるところである。そうとみると、近世

の所伝ながら『新編武蔵風土記稿』が収める西光院の縁起に「昔親鸞其弟子西念を携て当国(中略)野田の里に來り、一字を建立して西念寺と号せり。又其頃、此木売川戸は舟附にて人民の集る所なれば西念に命じ当院を造立せしめて西光院と称し」とあることにある程度⁽⁶⁶⁾の史実の反映を認め得るかも知れない。

ところで、前掲『親鸞聖人物

太田庄を指すと考えるのが穩当であろうから、『親鸞聖人物御門弟等交名』が記した西念の本拠「ムサシノクニノタ」は太田庄内の野田(現、埼玉県白岡町野田)に比定するのが適切と

挿図25「親鸞聖人」像 像底 埼玉・清浄寺

論に際し唯善を支持したことを意味する。

そして、かの覚念が継承したと伝える西光院の後身・清浄寺本堂の左余間⁽⁶⁷⁾に現在安置されるのが以下に論じようとする「親鸞聖人」像である。その像内の納入銘札には「親鸞聖人御影一軀修像之了」、「昔天正十五」⁽⁶⁸⁾「暦霜月十一日」、「木賣川戸村西光院住良盛」とあり、中世末期、清浄寺の前身である西光院に伝来したことが跡づけられるとともに「親鸞聖人御影」と認知されていたことは重要であろう。以下に実査にもとづく概要と作風を記す。

像(像高七九・五cm)⁽⁶⁹⁾は頭部を円頂とし、眼部を窪めて頬骨を出し、頬が瘦けるとともに額、目尻には数条の皺を刻む。人中をあらわし、口を閉じて一文字に結ぶ。内衣・衣を着け、袈裟を大・小の威儀をもって左肩に懸け、正面を向き、やや背中を丸めて跏趺し、胸前で合掌する。

構造は檜材による寄木造。各材はいずれも幅約一一・〇cm、厚み約一五・

挿図26 尊恵像 京都・長樂寺

御門弟等交名』における親鸞門下の西念から覚念に続く法系において見過ごすことが出来ないのは、覚念を「唯善^{ユイセン}与同位^{ヨトウイ}也」と明記することにある。この「唯善与同位」とは既に述べるごとく延慶元年(一三〇八)に至って表面化した大谷廟堂の留守職継職をめぐる唯善と覚如の相

挿図27-(2)「親鸞聖人」像
(頭部正面) 千葉・常敬寺

挿図27-(1)「親鸞聖人」像
(頭部正面) 埼玉・清浄寺

5cmの数値を示すことから、規格材を用いての造像とみなされよう。

頭部は前後左右四材を寄せ、內衣の衿際までを共木で彫出し、髷部へ差し首とする。髷部は髷幹部に前後左右四材を寄せ、さらに、その後方において背板風に左右二材を矧ぐ。両髷側は両袖を含んで左右とも前後二材からなり、髷幹部材との間に左右ともに前後二材のマチ材を挟み込んで寄せる。両袖の袂を構成する小三角材をそれぞれの外側に矧ぎ、両脚部は裾先までを含んで横木前後三材矧ぎとし、その外側に両袖端を構成する小材を各一矧ぎ付ける。左右の前膊を含む袖部に各一材を矧ぎ、合掌手は左右それぞれ手首までを一材で彫出し、掌で左右手を矧ぎ合わせる。

頭・髷ともに内削りを施し、その際、髷幹部は像地付から最大七・三cmの高さまで削り上げて、像底面を平滑に残し、いわゆる「上げ底」式とする〔挿

挿図28-(2)「親鸞聖人」像
(頭部左斜側面) 千葉・常敬寺

挿図28-(1)「親鸞聖人」像
(頭部左斜側面) 埼玉・清浄寺

が昭和五十二年から五十五年(一九七七―一九八〇)年に実施した美術工芸品(彫刻)所在緊急調査にもとづく『報告書』⁽²¹⁾に拠ると、頭部内削りの前面左右二材上方に阿弥陀三尊の種子が墨書される旨を報告する。ただし、実査時に確認したところ当該部は墨色薄く、ファイバースコープを用いても判読しづらいのも事実であるが、造像銘記が存在するようであり、阿弥陀の種子と解された文字の検討も含めて光学的手法によるさらなる再読が期待される。

さて、その作風は正面観において、面長の頭部をやや小さくつくり、臂張とともに肩巾を広くとるため、いささか撫で肩の印象を与える。しかしながら、奥行きともども像容には破綻がなく、その肢体の構築力は京都・長楽寺所蔵・応永十四年(一四〇七)銘の尊明像や応永十九年(一四二二)から永享十一年(一四三九)までの造立の可能性が高い太空像、あるいは応永二十八年(一

挿図29-(2)「親鸞聖人」像
(頭部右側面) 千葉・常敬寺

挿図29-(1)「親鸞聖人」像
(頭部右側面) 埼玉・清浄寺

図25)。なお、両脚部(横木前後の三材製)における地付からの削り上げは、後方材の左右二か所で髷幹部の「上げ底」面よりさらに7cm程度削り上げられており、この後方材と接する髷幹部側に平滑面が露呈している。

玉眼を嵌入し、像表面を黒漆塗とし、像底は布張り錆地仕上げとするが、現状のそれらは全て後補である⁽²²⁾。

ちなみに、埼玉県立博物館

ことである。すなわち、頭部〔挿図27・28〕において両眼を窪めて上瞼を二重
 瞼とし、目尻に数条の皺を刻む点、頬骨を出すとともに頬が瘦ける点、鼻梁
 を長くするとともに鼻下を長くあらわす点、閉口して一文字に結ぶ口許を僅
 かに左上がりとする点などがそうである。また、側面観〔挿図29〕においては、
 清浄寺像の方が耳を小さくあらわし、その位置が常敬寺像より前寄りとなる
 ものの概形は近く、頭蓋の輪郭、耳下から顎先にかけてのアウトラインも同
 趣とみて大過ないであろう。

挿図30-(2)「親鸞聖人」像（左側面）

千葉・常敬寺

像をこの様にみても、清浄寺
 像高において一〇cm
 るとき気がつくのは、
 ばかり清浄寺像の方
 が高いものの、随所
 に常敬寺像を意識し
 た表現が認められる

挿図30-(1)「親鸞聖人」像（左側面）

埼玉・清浄寺

四二一）銘の尊恵像
 〔挿図26〕に通じるも
 のが認められるとい
 えよう。そして、そ
 のことは、清浄寺像
 の造像がおおよそ十
 五世紀前半に遡るこ
 とを示唆するであろ
 う。

また、軀軀における彫刻空間の把握の仕方についても、ことに側面観〔挿
 図30〕において、背中を丸め猪首とし、胸に厚みを持たせて脚部を前方にせ
 り出させる点に通じるものが認められるといえよう。

このほか內衣・衣・袈裟の着法も同様であり、ことに細長い大威儀を背面
 のほぼ中央において袈裟の上端で縦に付ける点、あるいは大・小の威儀を一
 緒に左肩に懸けるとともに、その結び目をあらわさないことも一致する。

なお、裳先の表現は、常敬寺像が横皺を幾重にも刻んで「裳付」の「縮衣」
 にあらわすのに対して（既述）、清浄寺像のそれ〔挿図31〕は全くその特徴が認
 められない。しかしながら、ここで建武四年（一三三七）に当時の真宗門徒の
 異儀を正すべく本願寺覚如が著した『改邪鈔』⁷²⁾に「イマ風聞スルトコロ（中略）
 裳無衣ヲ着シ黒袈裟ヲモチキル歟、ハナハタシカルヘカラス」と記されるこ
 とや、康永三年（一三四五）十一月に覚如によって出されたという「六箇条禁
 制」⁷³⁾のなかに「裳無衣黒袈裟不可用之事」の一条が含まれていたことに思い及
 ぶならば、清浄寺像に認められる裳先の表現は中世真宗門徒のなかで着用の
 風潮があったことを
 窺わせる「裳無衣」の
 反映をそこに認め得
 るかも知れない。

挿図31「親鸞聖人」像（右斜側面）

埼玉・清浄寺

このほか、両袖先
 が膝前に僅かながら
 廻り込もうとする点
 も常敬寺像には見る
 ことのできない特徴
 であるが、その表現

は室町時代以降の僧形像にしばしば認められるところから清浄寺像が造られた時代の特色を示すと解すべきであろう。また、像底を「上げ底」式に彫り上げながらも軀幹部と両脚部の彫り上げの高さを違えて、その矧ぎ面に段差が生じることも室町時代以後に時折あらわれる特徴であり、これらは先に清浄寺像を十五世紀前半の造立と推定したこととも矛盾しない。

かくして、清浄寺像はその造形のうちに常敬寺像を意識的に似せようとしたことが窺える一方で、常敬寺像に認められた軀部に比べてやや頭部を大きくつくる点や頭部に比して耳が大きくなる点を改め、さらには造立当時の真宗の風俗の反映、あるいは造作に時代の傾向が認められることは、そこに作者の恣意的選択があり得たことを示すであろう。ただしそれらはいくまで常敬寺像を範として逸脱しないなかでの工夫であることはいまでもなく、かの清浄寺の前身寺院・西光院が親鸞門下の西念の弟子で「唯善与同位」とされた覚念によって継承された寺院であったことを思うと興味深いものがある。

なお、ここで清浄寺像が伝来したかの地の歴史的景観に目を転じておくと、十五世紀半ば以降、古河公方足利成氏と関東管領上杉氏の対立・抗争によりしばしば戦場化しており、⁽⁷⁴⁾清浄寺像が当地の造像であったとみるならば、その造像についても十五世紀半ば以降に下げて考えることをやはり躊躇させよう。

その後、上杉氏は内部対立から山内・扇谷に二分して当地で拮抗しており、降って天文十五年（一五四六）の河越合戦を契機として後北条氏が両上杉氏に代わって台頭し、当代の古河公方・足利晴氏と対立するに至っている。

この間の真宗の動向と直接かかわる出来事として見過ごせないのは、永禄九年（一五六六）、当代武蔵国における一向宗の代表と目されていた阿佐布・

善福寺（現、東京都港区元麻布所在・浄土真宗本願寺派）に宛てて発給された真宗解禁についての『北条氏康掟書』に「既^ニ一向宗被^レ絶^ハ、以来及^フ六十年^ニ之由候処」と記されたことである。この一文は永禄九年を遡ること六十年以前の永正三年（一五〇六）頃に、当地を含む南関東の全域に真宗禁教ならびに大弾圧が行われたことを示すものであろう。⁽⁷⁵⁾このことは清浄寺の前身であった西光院が親鸞門下の西念の弟子である覚念の継承を伝えながらも近世に至るまで真言宗寺院であったこと、および、『新編武蔵風土記稿』が収める西光院の縁起において、戦乱による世情不安のため「親鸞聖人」像を土中に埋めて守り、のち土中から掘り出した際、長らく土中にあつたため表面が損傷して「天正年中、漆を以てかため再興して黒塗とす」と伝えることとも符合しよう。

そして近世に至り、かの「親鸞聖人」像は土中出現の伝承とともに喧伝され、十八世紀の本願寺周辺で編纂された真宗叢書類にも度々取り上げられて⁽⁷⁶⁾親鸞ゆかりの東国遺跡巡拝コースにも組み込まれるに至っている。⁽⁷⁷⁾また、『新編武蔵風土記稿』の記事から当時、「親鸞聖人」像を安置すべく西光院本堂とは別に堂宇が境内域に建てられていたことが知られるが、その後、西光院が退転するなかにあつて、「親鸞聖人」像を安置した別堂は真宗寺院・清浄寺として残り今日に至っている。

現任職のご教示によると十年ほど前までは「親鸞聖人」像を本尊として本堂内陣中央須弥壇上の宮殿内に安置していたが、参拝者から「親鸞聖人」像を本尊とすることにしばしば疑問が投げかけられたため余間に移し、阿弥陀如来像をもつて本尊としたという。

ここで想起されるのは本願寺（大谷廟堂）において親鸞像に代わって阿弥陀如来像を本尊として安置する動議が覚如の留守職時代（一三二〇～一三二四）

一三三二〜一三五〇)と善如の継職時代(一三五〇〜一三七五)の二度にわたって起こり、これに対し下野高田門徒が諸国門徒の意を汲んで強く反対したものの、倅如が本願寺を継職した応安八年(一三七五)頃には実現をみたことされることである。⁽⁷⁹⁾とすると常敬寺ともども清浄寺は大谷廟堂以来の親鸞像を本尊とする中世真宗の安置形態を当地において伝えていたということになるであろう。⁽⁸⁰⁾

結びにかえて

— 中世真宗肖像彫刻研究への視座 —

千葉・常敬寺御影堂(本堂)に本尊として伝来した「親鸞聖人」像について、かの常敬寺が、いわゆる「唯善事件」に際し、大谷廟堂から親鸞像を持ち去り、鎌倉・常葉の地にもたらした唯善その人の遺跡寺院であったこと、そして、その像容が専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』に描かれた大谷廟堂安置の親鸞像のそれと一致し、作風から導かれる造立年代が、大谷廟堂に親鸞像を最初に安置したと推定される時期とも矛盾しないことは、ほかならぬ常敬寺「親鸞聖人」像こそが下野高田の顕智を中心とした東国門徒によって大谷廟堂に安置すべく最初に造立された親鸞像であった可能性を示すであろう。しかも、この常敬寺像を規範として中世に造立されたとみられる埼玉・清浄寺「親鸞聖人」像の存在は、「唯善事件」のちに東国へもたらされたかの親鸞像が以後の東国門徒、ことに「唯善与同位」の東国門徒の造像に影響を及ぼした一端を示して、先の可能性を側面から補強しよう。

しかし、そうとみるにしても、その像容はわれわれがよく知る親鸞のイメージ、それは親鸞の生前の姿を写したとされる「鏡御影」や「安城御影」によ

って喚起されるものであったが、それらとの懸隔のために常敬寺像をすぐに親鸞像として受け入れることに抵抗を覚えるのも事実である。そのことは冒頭で述べた千葉県の有形文化財指定に際し認定名称に「伝」の一字が冠せられたことに端的にあらわれているよう。

ただし、ここで注意を喚起しておきたいのは、今日われわれが抱く親鸞のイメージ形成に多大な影響を及ぼしたであろう「鏡御影」あるいは「安城御影」が中世のいつごろから周知され影響力を持ち得たかである。

すなわち「鏡御影」の記録上の初見が、覚如によって裏書がなされた延慶

三年(一三二〇)で

あって、それ以前

に遡らないことは

改めて留意すべき

と思われる。⁽⁸¹⁾この

ことは「鏡御影」の

影響が認められる

早い例が康永二年

(一三四三)に制作

された京都・東本

願寺所蔵『本願寺

聖人伝絵(康永本)』

の「六角堂夢想」お

よび「蓮位夢想」の

場面や、十四世紀

中頃の制作とみら

挿図 32-(2) 『本願寺聖人伝絵(康永本)』
「蓮位夢想(部分)」
京都・東本願寺

挿図 32-(1) 『本願寺聖人伝絵(康永本)』
「六角堂夢想(部分)」
京都・東本願寺

「親鸞・如信・覚如連坐像」における親鸞の相貌(挿図34)であったことも当然、考慮されなくてはならない。

一方、「安城御影」は親鸞自らが建長七年(一二五五)に昵近の三河門徒・專海(專信)に『顕浄土真実教行証文類(教行信証)』の見写を許した際に与えたことが推定されるものであるが、本願寺周辺において「安城御影」が注目されるのは文和三年(一三五四)、專海の遺跡であった三河安城の照空房が存覚にその存在について語り、これに関心をもった存覚の求めに応じ、翌年の照空房再上洛に際し、存覚の閲覧に供されるに至ったことであつたと考えられる。それゆえ存覚の備忘録『袖日記』⁽⁸²⁾に内容が詳しく書き留められたとみられるべきであろう。

次いで「安城御影」に関心を示したのは蓮如(一四一五～一四九九)であつた。蓮如は、存覚の『袖日記』の記事を通じ存在を知るに及んだと推定されてお⁽⁸⁴⁾り、寛正二年(一四六一)十月、三河安城の專海遺跡である願照

挿図33 真宗三祖影 (部分) 京都・本願寺

れる本願寺蔵「三祖影」に描かれた親鸞の立ち姿(挿図32・33)、あるいは、同じ頃の制作が考えられる本願寺蔵

寺から「安城御影」を取り寄せて修復を行うとともに、文明十二年(一四八〇)十月に再び修理を命じ、あわせて副本二部を制作させている。そのうちの一本は山科本願寺に留め置き、原本は願照寺に返却されたとい⁽⁸⁵⁾う。そして、「安城御影」そのものが本願寺に帰属するのは次代の実如(一四五八～一五二五)の懇望に拠るところと考えられており、要請を承けて願照寺から本願寺へ上納され今日に至⁽⁸⁶⁾っている。

ちなみに、「安城御影」の影響が以後の親鸞像制作に際し明確にあらわれるのは現存作例をかんがみみて蓮如が最初に「安城御影」を修復した寛正二年(一四六一)十月の二か月のちに制作された滋賀・本福寺蔵「親鸞・蓮如連坐像」をもつて嚆矢と⁽⁸⁷⁾する。もとより、本願寺下に組み込まれた末寺への親鸞(画)像の下附はそれ以前に遡るようであるが、本願寺教団の拡大が蓮如の出現を俟つてのことであつたことを思えば、その下附の数も蓮如以前と以後では数量に圧倒的な差があつたのも事実であり、以後、本願寺から下附された親鸞(画)像は本願寺宗主主によって裏書がなされることで門末において權威を持ち、親鸞の肖像としてのイメージの統制と定着が促され、その影響は今日の我々にも及ぶとみ⁽⁸⁸⁾るべきであろう。

はたして「鏡御影」あるいは「安城御影」の存在の周知あるいは影響力が十三世紀に遡らないと考えるとき、それではそれ以前の親鸞の肖像としてのイメージはいかなるものであつたろうか。

ここでクローズアップされるのは、いうまでもなく大谷廟堂に安置された親鸞影像である。かの廟堂はその名が示すように親鸞の墓所を展開させたものであり、当時、諸国から大谷廟堂に参詣した門徒たちが、そこに安置された親鸞影像を拝して生前の親鸞を偲ぶ縁^{よすが}となり得たことは、覚如撰「報恩講式」第三段「述^フ滅後^ニ利益徳^ヲ」において「重^ニ彼^ヲ筆者註^ス親鸞^ノ遺恩^ヲ門

挿図34 親鸞・如信・覚如連坐像 (部分) 京都・本願寺

挿図35 華御影 京都・常楽寺

葉、輕^ケ其^ノ身命^ハ、後
昆不^レ論^ニ毎^年、不^遠
遼^絶、凌^ニ境^関千里
ノ雲^ヲ、自^リ奥^州一^運歩^ヲ、
送^ニ隴^道萬^程之^日、從^ニ
諸^国一^群詣^シ、跪^ニ廟^堂
拭^レ涙^ヲ、拜^ニ遺^骨一^断腸
入^滅ノ年^雖遙^カナリ
ト、往^詣舉^テ未^レ絶^ハ。哀^シ
哉、恩^顔雖^レ化^スト寂
滅^之烟^ト、留^ニ真^影
於^眼前^ニ。悲^シ哉、德^音
雖^レ隔^ニ無^常之^風、
貽^ニ実^語於^耳底^ニ（「傍^点
筆者」）とあることから
窺^ワれる⁹⁰。当然、門^徒間
における親鸞の肖像イメ
ージの集約を促すもので
あつたらう。

挿図36 慶円像 愛知・本證寺

すると、「安城御影」が
存覚の目に留まる一年前
の文和三年（一三五四）に
常楽台の御影殿に安置す
べく画工・康楽寺後胤大

挿図37 善導像 滋賀・高宮寺

法師淨耀に命じ制作させたことが裏書修理銘から知られる京都・常楽寺所蔵
「華御影」〔挿図35〕についても、これまで⁹¹といささか異なる見方も可能で、
帽子を頸に巻く親鸞が背屏付きの椅子に趺坐して合掌する正面向きの像容
は、帽子を頸に巻く点に「鏡御影」等の影響を認めるべきであろうが、像容
の基本はやはり大谷廟堂に最初に安置された親鸞影像への志向ではなかつた
か。⁹²

また、以後の中世真宗の肖像彫刻において合掌・趺坐の姿であらわされる
作例が認められることも大谷廟堂に最初に安置された親鸞影像の伝統に倣う
ものとも私考され、その一端は近年、解体修理にともない貞和三年（一三四
七）に法橋「きやうけい」により造立された旨の墨書銘が確認された愛知・本
證寺慶円像〔挿図36〕にみてとることができる⁹³。

ところで、この合掌・趺坐の僧形像の造頭ということに関して視野に入れ
ておきたいのは、同様の像容をもつてあらわされることの多い中世時宗の肖
像彫刻の存在、ひいては両者の違いを何処に求めるかということである。

ここで時宗寺院である滋賀・高宮寺に背屏をもつ椅子の上で合掌・趺坐す
る善導像（絹本著色・室町時代）

〔挿図37〕が伝えられることを思
うと、やはり善導の像容に倣う
ものであつたものとも私考さ
れ、中世真宗の肖像彫刻と同様
に合掌・趺坐の僧形像として造
頭されることも頷かれるであら
う。

ただし、細部の表現に顕著な

挿図38 一鎮像 京都・長楽寺

相違が認められるのも事実で、それは脚部においてあらわれる。すなわち、中世時宗の僧形像〔挿図38〕では膝前で衣の上から腰廻りを括ったとみられる帯紐の末端が二本垂れるとともに⁽⁹⁴⁾、右脚上の袂が脚部にあらわれた衣文線と見紛うようにつくられており、裳先の横皺も真宗の僧形像のそれに比べるとはるかに条数が少ない。これに対して中世真宗の僧形像では膝前に帯紐が

あらわれることはなく、袂を右脚上においてそれとはつきりわかる様にあらわし、裳先には幾重もの横皺を刻む。これらは中世において時宗の僧が「裳無衣」、真宗の僧が「裳付」の

「縮衣」を着用していたことと無関係ではないようであり、むしろその反映を認めるべきではなからうか。⁽⁹⁵⁾

このようにみてくると、中世の肖像彫刻研究において、従来ほとんどかえりみられることのなかった真宗の僧形像という一群を設定することは可能であり、ことに常敬寺「親鸞聖人」像が京都・大谷廟堂に安置すべく下野高田の顕智を中心とする東国門徒によって最初に造立された親鸞影像であったことを確定できるならば、これまで親鸞の風貌の特徴とされてきた、眉をはね上げ、襟首に帽子を巻き、腹前において両手先で一重の数珠を執るといった「鏡御影」や「安城御影」にその典型を認め、これをもって語られてきた親鸞のイメージにも問題は及んで再考を促すことになるであろう。

はたして、その様な視点に立つとき、常敬寺像ともども視野に入れておき

挿図39 「親鸞聖人」像 東京・報恩寺

挿図40 「親鸞聖人」像 神奈川・東福寺

挿図41 「親鸞聖人」像 神奈川・善福寺

挿図42 「親鸞聖人」像 東京・明福寺

たいのは、南関東を中心とする真宗寺院（もしくは、かつて真宗であった寺院）において中世に造像が遡る僧形坐像を「親鸞聖人」像として伝えることにある。その二、三の例をあげるならば、親鸞の高弟・性信の遺跡寺院のひとつである東京・報恩寺（現、真宗大谷派）に伝わった膝前において、右手に子どもの柄を握り、左手で数珠を取る「親鸞聖人像」〔挿図39〕、あるいは天福元年（一二三三）の銘記を像内に墨書する神奈川・東福寺（現、浄土真宗本願寺派）「親鸞聖人」像〔挿図40〕をはじめとして、この系統の相貌を継承するであろう神奈川・善福寺「親鸞聖人」像（国重要文化財指定名称は「平塚入道」像）〔挿図41〕、東京・明福寺（現、浄土宗）「親鸞聖人」像〔挿図42〕などである⁹⁷。これらのなかには近代以降、「鏡御影」や「安城御影」を基準にすることで寺伝にいう「親鸞聖人」像であることを疑問視して「伝」の一字を冠するか、もしくは、完全に伝承を否定して新たに所蔵寺院の開基像として捉え直されているものも存在する。

しかしながら、個別の研究を通じ、それらが「親鸞聖人」像として伝来していたことを跡づけられるならば、「鏡御影」や「安城御影」をもって一元化できないそれらの像容こそ、常敬寺像ともども中世の多様な親鸞のイメージを浮かび上がらせる可能性があり、その視点こそ親鸞像、ひいては中世真宗の肖像彫刻を解明して行くうえでひとつのビジョンを提示し得るのではなからうか。筆者が千葉・常敬寺「親鸞聖人」像を中世真宗肖像彫刻研究の劈頭を飾るに相応しい作例と位置づける所以もそこにある。

注

(1) 「御影」の読みについて、日本美術史の用語としては「みえい」と読み慣わされ

るが、浄土真宗においては真宗十派のうち大谷派（京都・東本願寺）、佛光寺派（京都・佛光寺）、興正派（京都・興正寺）、出雲路派（福井・毫摂寺）、誠照寺派

（福井・誠照寺）、三門徒派（福井・専照寺）、山元派（福井・證誠寺）は「こえい」と読み、本願寺派（京都・本願寺）、高田派（三重・専修寺）は「みえい」と読んでいる。また、木辺派（滋賀・錦織寺）では古くは「みえい」と読んだようであるが最近では「こえい」と称する場合が多いことを付記しておく。

(2) 卷九・寺誌「聖人御真影之事第七十一」のうち「一、西本願寺御堂ノ木像」条〔『真宗史料集成』第八卷（同朋舎出版、一九七四年）および『真宗全書』六三卷（国書刊行会、一九七六年復刊）所収〕。

(3) 本稿で用いる「遺跡」はすべて「過去の人物が遺した建物・屋敷・財産・所領のこと」を意味する中世語の「ゆいせき」であって〔『国史大辞典』「ゆいせき」遺跡（鈴木英雄解説）の項（吉川弘文館、一九九三年）〕、近代に至って使用される「いせき」と異なることを断っておく。ちなみに、千葉・常敬寺を唯善遺跡と認識する近世の真宗叢書類のうち管見に及んだものは、中世末に寺基を二分した新潟・常敬寺の所伝を含めると以下の通りである。元禄七年（一六九四）宗誓編「親鸞聖人御直弟諸国散在記」越後高田中戸山西光院常敬寺累代之次第」条、元禄十三年（一七〇〇）刊「摺聚抄」上「越後国高田中戸山西光院常敬寺」条、宗誓編・宝永八年（一七一）刊「遺徳法輪集」卷第三「下総国葛飾郡野方深栖郷中戸福専寺」条および卷第一「越後国頸城郡高田常敬寺」条。正徳三年（一七一一）頃成立「和漢三才図会」六六卷「下総国福泉寺」条および六八卷「越後国常敬寺」条。享保十六年（一七三）刊「御旧跡二十四輩記」卷四「下総国葛飾郡野方深栖郷中戸村常敬寺西派」および卷二「越後国頸城郡中戸山西光院常敬寺東派」条、玄智編・寛政三年（一七九二）成稿「大谷本願寺通紀」卷五「曆世宗主伝旁附法胄諸伝・唯善」条。先啓編・安永八年（一七七九）刊「大谷遺跡録」卷之二「中戸山常敬寺記西派」条および「中戸山常敬寺記東派」条、了貞編・享和三年（一八〇三）刊「二十四輩巡拝図会」卷之三・越後之部「中戸山常敬寺」条、先啓編・安永八年（一七七九）刊「諸寺異説彈妄」大谷御本廟」条、「下総常敬寺」条および「越後常敬寺」条、了貞編・文化六年（一八〇九）刊「二十四輩巡拝図会」後編卷之二・下総之部「中戸山常敬寺」条。なお、ここにあげた真宗叢書類は注2の前掲『真宗史料集成』第八巻および『真宗全書』六三・六五・六六巻収録本に拠った。また、「二十四輩巡拝図会」は『日本名所風俗図会』18・諸国の巻Ⅲ（角川書店、一九八〇年）収録本に、「和漢三才図会」は東京文化財研究所架蔵版本に拠っている。以下においてこれらの史料に言及がある場合も同じ。

(4) 西川新次「彫刻 木造伝親鸞聖人坐像一軀 関宿町常敬寺」（『千葉県文化財調査報告書 昭和51年度～55年度』千葉県教育委員会、一九八二年）には「親鸞像は、

新潟・西照寺像(重要文化財)以下各地にまま見受けられるが、両手で数珠をつまぐるさまを示し、その面相も、絵画の鏡御影などに見られる特色に倣ったものが多い。その点、本像は異色を示しており、像主については、考慮の余地を残している」とする。また、久野健編『仏像集成1・日本の仏像(北海道・東北・関東)』(学生社、一九八九年)の当該像解説(清水眞澄執筆)においても「眉をしかめ、口をしつかりと結んだ老僧の姿は、他の親鸞聖人像とは形、雰囲気とも異なり、尊像名には伝とすべきであろう」としている。

(5) 文言は『日本絵巻物全集』二〇巻 善信聖人絵・慕婦絵(角川書店、一九六六年)の写真図版に拠った。

(6) 司田純道「琳阿本善信聖人絵について(下)―大谷の廟堂―」『高田学報』三九輯、高田学会(真宗高田派教学院)、一九五六年。

源豊宗「親鸞聖人伝絵の研究」(注5の『日本絵巻物全集』二〇巻、所収)。

福山敏男「東本願寺の建築」『福山敏男著作集 寺院建築の研究下』中央公論美術出版社、一九八三年。

(7) 『真宗史料集成』第一巻(同朋舎出版、一九七四年)所収。

(8) この司田純道氏の所説はその後、宮崎円遵氏が引き継ぎ(善信聖人絵・慕婦絵の成立とその事情―覚如と本願寺―)(注5の『日本絵巻物全集』二〇巻、所収)および「本願寺聖人親鸞伝絵私記」(親鸞の研究(下)宮崎円遵著作集第二巻)永田文昌堂(なお別に思文閣出版のものがある、一九八六年)、専ら宮崎円遵説として通用しているようである。ちなみに平松令三氏は「善信聖人親鸞絵伝の問題点」(続々日本絵巻物大成 伝記・縁起編1・善信聖人親鸞絵伝)中央公論社、一九九四年)において宮崎円遵説より注6の源豊宗説を支持されている。

(9) 注7の『真宗史料集成』第一巻、所収。

(10) この画像は小山正文「掛幅軸装品解題・35善導・源空・親鸞三祖銘」共同研究―三河専福寺資料の研究―(『同朋学園仏教文化研究所紀要』六号、同朋学園仏教文化研究所、一九八四年)において、愛知・専福寺が所蔵する天文二十四年(一五五五)二月二十八日付の順興寺実従(蓮如第十三男)自筆識語のある「善導源空親鸞三祖銘」と実従の日記「私心記」同年月日条の記事から、越後・鳥屋院に伝来した「三尊御影」と呼ばれるものであったことが指摘されている。

(11) 注8の宮崎円遵前掲論文「善信聖人絵・慕婦絵の成立とその事情―覚如と本願寺―」および同「本願寺所蔵善導源空親鸞三祖像について」塚本博士頌寿記念「仏教史論集」、一九六一年(のち「初期真宗の研究」(永田文昌堂、一九七一年)および「真宗史の研究(上)」宮崎円遵著作集第四巻)(永田文昌堂)なお別に思文閣出版のものが

ある、一九八六年)に収録)。

(12) 『真宗重宝聚英』第八巻・高僧連坐像(同朋舎出版、一九八八年)に拠るならば、この系統に連なる作例に岐阜・浄源寺本(図版7)、三重・青巖寺本(図版8)、愛知・西蓮寺本(図版55)、愛知・願照寺本(図版54)、福井・専照寺本(図版56)が知られる。

(13) 瀧上寺本の研究は以下の通り。

宮崎円遵「初期真宗の連坐像―瀧上寺蔵「八高僧像」を縁として―」『龍谷史壇』五三号、龍谷大学史学会、一九六四年(のち注11の『初期真宗の研究』および「真宗史の研究(上)」宮崎円遵著作集第四巻)に収録)。

濱田隆「滝上寺「真宗八高僧像」と「存覚袖日記」―鎌倉時代仏教絵画の一傾向―」『文化史論叢(奈良国立文化財研究所学報第八冊)』吉川弘文館、一九六〇年。

(14) 文永十一年四月二十七日付「禅念御房覚信御房二讓状案」(注7の『真宗史料集成』第一巻、収録)。

(15) 建治三年十一月七日付「覚信尼大谷敷地寄進状」(注7の『真宗史料集成』第一巻、収録)。

(16) 注15の建治三年十一月七日付「覚信尼大谷敷地寄進状」ならびに弘安三年(一二八〇)十月二十五日付「覚信尼大谷敷地寄進状案」(注7の『真宗史料集成』第一巻、所収)。

(17) 弘安六年(一二八三)十一月二十四日付「覚信尼最後状案」および正安四年(一二三〇)二月二十二日付「覚惠讓状」三通(注7の『真宗史料集成』第一巻、所収)。

(18) 『常楽台主老納一期記』以下、存覚一期記と呼ぶ(『千葉乗隆責任編集「存覚上人一期記・存覚上人袖日記」(龍谷大学善本叢書3)』同朋舎出版、一九八二年)正安元年(一二九九)云々条、永仁四年(一二九六)七月十七日付「良海沽却于善信上人遺弟中状」(注7の『真宗史料集成』第一巻、所収)。

(19) 『存覚一期記』十二歳・正安三年(一二三〇)一条。正安三年十二月日付「唯善、院宣請言上状案」(注7の『真宗史料集成』第一巻、所収)。

(20) 正安四年(一二三〇)二月十日付「正安の院宣案」、同年四月五日付「院宣につき有房卿状」、同年四月八日付「門弟等連署状案」、同年五月二十二日付「覚惠讓状」三通(いずれも注7の『真宗史料集成』第一巻、所収)。

(21) 『存覚一期記』十七歳・徳治元年(一二三〇)一条。文和元年(一二三二)乗專撰「最須敬重絵詞」第六巻・二十三段詞書『続群書類集』第九輯上、所収)。

(22) 注21の「最須敬重絵詞」第六巻・二十三段詞書。『存覚一期記』十八歳・徳治二年(一二三〇)七)条、および十九歳・延慶元年(一二三〇)八)条。

(23) 『存覚一期記』十九歳・延慶元年(一三〇八)条。同年十一月三十日付「檢非違使序別当宣案」〔注7の『真宗史料集成』第一巻、所収〕。

(24) 『存覚一期記』二十歳・延慶二年(一三〇九)条。同年七月十九日付「青蓮院下知状案」、同年七月二十六日付「青蓮院下知状」、文保二年(一二二八)十一月十三日付「青蓮院下知状再度下附案」〔注7の『真宗史料集成』第一巻、所収〕。

(25) 注24の延慶二年(一三〇九)年七月十九日付「青蓮院下知状案」、同年七月二十六日付「青蓮院下知状」。

(26) その成立年代の根拠は京都・光園院本(室町時代写)の奥書識語の「貞和三年丁七月五日写畢」を下限として、上限は光園院本および滋賀・光照寺本の交名中に見える如信の弟子「覚恵」の下に「大谷本願寺御廟留守」を記すことがかりに、本願寺の寺号が覚如自筆の元亨元年二月日付の案文「本願寺親鸞上人門弟等愁申状」をもって初見とすることによって「本願寺史」浄土真宗本願寺派宗務所、一九六一年)第一巻第四章「三、影堂の寺院化と本願寺教団」。

(27) 万福寺本の原本は失われ、玄智編「大谷本願寺通記」巻七に収録されて伝わるのみである。その奥書識語には「天明七年丁未三月二十日借甲斐万福寺主大誓所持本写之」とあり、天明七年(一七八七)の転写であったことが知られる。

(28) 滋賀・光照寺本「親鸞聖人物御門弟等交名」のまとまった研究には日下無倫「仏光寺派寺院に伝はれる宗祖門侶史料—光照寺光園院両伝の親鸞門侶交名帳に就て—」(『真宗史の研究』平楽寺書店、一九三一年)がある。同論考では光照寺本の成立について、その紙背に存在する永正十七年(一五二〇)十月十四日付の文書を考慮して「紙背文書の永正十七年を遡ること餘り遠くない時代に書寫せられたものである」と評価されており、以来、その所見が踏襲されて光照寺本を等閑視する傾向が見受けられる。その一端は(一五〇年以内の研究に限っても、細川行信「真宗成立史の研究」(法蔵館、一九七七年)あるいはこれを承けた『真宗史料集成』第一巻において滋賀・光照寺本の存在に言及しながらも「親鸞聖人物御門弟等交名」の翻刻に際して「貞和参年丁七月五日寫畢、集作了弁、願主道□」の奥書識語をもつ京都・光園院本(室町時代写。日下無倫前掲論考では光園院本と同系の写本である滋賀・光照寺本において「願主道□」の部分「願主道法」とあることを手がかりにして、光園院所蔵の絵系図にみえる「道法」に記された没年・応永十三年(一四〇六)以前の書写と考える)を用いることから窺えよう。しかしながら本稿執筆を視野に入れて改めて両本を査したところ(平成七年(一九九五)五月八・十日調査)、光園院本(卷子本)は確かに書写年を明記しており、「親鸞聖人物御門弟等交名」の成立年を考えるうえで重要であるが、その内容において写し崩

れや転写漏れ・誤認が多く認められるのに対して、光照寺本(もと卷子本。現状、折り帳に改装)は子細に見てゆくと、日下論考が問題とした永正十七年の年記を有する文書は裏打ち紙であって紙背に直接書かれた文書ではなく、また、交名が記された一紙の大きさ・紙質・各交名の傍らに付された片仮名の書体から判断して南北朝時代(十四世紀)に遡り得るように私考された。しかも、各交名傍らに振られた片仮名表記は光園院本には認め難いもので、当時の読み・表記を原本のものつ格調とともに伝える点で貴重である。

(29) 峰岸純夫「鎌倉時代東国の真宗門徒—真仏報恩板碑を中心に—」(『中世仏教と真宗』吉川弘文館、一九八五年)。

(30) 『存覚一期記』十四歳・嘉元元年(一二三〇)三二条。

(31) 嘉元二年(一二三〇)四月二十八日付「唯善書状」〔注7の『真宗史料集成』第一巻、所収〕。

(32) 『親鸞聖人物消息集』所収・建長七年(一二五五)が推定される十一月九日付慈信房「善鸞」宛消息(筆者は石田瑞磨編『親鸞全集』第四巻(春秋社、一九八六年)に拠る)、注15の建治三年十一月七日付「覚信尼大谷敷地寄進状」、注17の弘安六年(一二八三)十一月二十四日付「覚信尼最後状案」。このほか親鸞の著作「唯信抄文意」や「一念多念文意」の奥書、消息集「末燈鈔」第十九書簡にも「ナナカ」あるいは「ゐなか」の用例が認められ、注16の弘安三年(一二八〇)十月二十五日付「覚信尼大谷敷地寄進状」にも「志らん上人の御てしの御中」とみえる。

(33) 貫達人・川副武胤編『鎌倉院寺事典』「向堂」の項(有隣堂、一九八〇年)。「神奈川県の地名(日本歴史地名大系第14巻)鎌倉市」「向堂跡」の項(平凡社、一九八四年)など。

(34) ここで真宗門徒と鎌倉幕府および北条氏との結びつきを振り返ってみるとき、文暦二年(一二三五)二月十八日に行われた一切経供養に先立つ、幕府による一切経の書写・校合への親鸞の関与(親鸞が孫・如信(一二三五〜一三〇〇)に語ったことを本願寺覚如が元弘元年(一二三二)にまとめた「口伝鈔」に記される鎌倉における親鸞の一切経校合に関するエピソードにもとづく。従来、この逸話は虚構とされていたが、『吾妻鏡』等の記事に照らし合わせて検証し史実と指摘したのは注29の峰岸純夫前掲論文で、平松令三氏が『親鸞(歴史文化ライブラリー37)』(吉川弘文館、一九九八年)において補強されている)、さらには、親鸞の高弟・性信の門弟であった性海が幕府執権・北条貞時の内管領・平頼綱を後援に得て親鸞撰「顕浄土真実教行証文類(教行信証)」を出版した先例があり(平松令三「高田宝庫より発見せられた新資料の一、二について」『高田学報』四〇輯(高田学芸、

一九五七年)のち『真宗史論攷』(同朋舎出版、一九八八年)に収録)、重見一行「教行信証正応四年出版に関する書誌学的考証」『国語国文』第四三巻第四号(京都大学文学部国語学国文学研究室、一九七四年)、のち「教行信証の研究」(法蔵館、一九八一年)に収録)、この二例からみてもかなり濃密であったとみなくてはならない。とすると唯善が鎌倉・常葉の地に親鸞影像の安置をなした事について、本文で指摘したように、その伝承地「一向堂」が北条政村の常葉亭に隣接し、さらには、常葉の地が常葉北条氏の本拠地であった事実は無視し難い。ここで唯善の行実に照らすならば嘉元元年(一三〇三)九月の「専修念仏停排」の発令に際し、東国門徒から集めた数百貫の銭貨をもって自ら鎌倉幕府に働きかけたあたりに北条氏との接点を想定し得るのではなからうか。ちなみに、その折、鎌倉幕府の六番引付頭人に政村嫡流の北条熙時(二七九〇-二二五)がおり、唯善の鎌倉下着が考えられる延慶二年七月十九日以降にあつて、北条熙時は八月まで一番引付頭人の職にあり、また、同年四月九日からは寄合衆として北条得宗家で開かれる寄合に加わり幕政に参画する地位にあつたことから(佐藤進一「附録 鎌倉幕府職員表復原の試み」『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、一九九三年)、北条熙時との関わりを想定するのも一案かも知れない。

- (35) 滋賀・光照寺本に拠る。細川行信氏は「唯善事件の波紋」(『真宗史の研究』永田文昌堂、一九六六年)および注28の『真宗成立史の研究』第三章第二節「善鸞・唯円・唯善」において、当該条にみえる「ソノアトマコニ善宗を」その跡孫に善宗」と解するとともに、京都・光園院本に見える「マコトニ善宗」では意味が通じず転写過程における誤写であろうとされている。なお、常敬寺や本願寺周辺で編纂された近世の真宗叢書類では「善秀」と表記するとともに、唯善の女(照雲尼)婿〔新潟・常敬寺所蔵「大谷本願寺之御系図」(共同研究・真宗初期遺跡寺院資料の研究)〕「同朋学園仏教文化研究所紀要」七・八合併号、一九八六年)とも、唯善舎弟(玄智編・寛政三年(一七九二)成稿「大谷本願寺通記」巻五、神田信久編・弘化二年(一八四五)成立「大谷嫡流実記」(『真宗史料集成』第八巻、同朋舎出版、一九七五年)、千葉・常敬寺所蔵・文政十三年(一八三〇)編「当寺由緒記書出帳控」)とも伝えるが、本稿では当代に成立が遡る「親鸞聖人物御門弟等交名」の表記に従った。

(36) 『鷲宮町史』通史上巻・第三編第一章第三節「鷲宮地域の荘園と寺社」(原田信男執筆)「鷲宮町役場、一九八六年。原田信男「中世村落の景観と生活」関東平野東部を中心として」第二章(3)「下河辺荘の荘域復原」思文閣出版、一九九九年。ちなみに下河辺荘に関する研究史については角田朋彦・今野慶信・小松寿治「下河辺

荘・下河辺氏をめぐる研究史について」(『葦のみち(三郷市史研究)』八号、一九九六年)を参照されたい。

- (37) 注29の峰岸純夫前掲論文。

(38) 網野義彦(倉栖氏と兼好)林瑞榮氏「兼好発掘」によせて「『文学』第五二巻第七号、岩波書店、一九八四年(のち「悪党と海賊」日本の中世の社会と政治」(叢書・歴史学研究)「法政大学出版局、一九九五年)に収録。

(39) 堤禎子「常楽台存覚の周辺と南北朝期の常陸国北部の浄土真宗門徒」『存覚一期記』、『存覚袖日記』を素材として「『茨城県立歴史館報』一八号、茨城県立歴史館、一九九一年。

(40) 本書の書誌については注18の前掲「存覚上人一期記・存覚上人袖日記」(龍谷大学善本叢書3)の解題を参照されたい。

(41) このことについては早くに谷下一夢「存覚上人一期記の研究並解説」(永田文昌堂、一九四三年)に指摘があり、福島金治氏も「金沢北条氏の被官について」(『金沢文庫研究』二七七号、神奈川県立金沢文庫、一九八六年)の増補改訂に際して気づかれたようで「金沢北条氏と称名寺」(吉川弘文館、一九九七年)に言及がある。

(42) 北条氏研究会編「北条氏系譜人名辞典」(倉栖兼雄「永井晋解説」)の項(新人物往來社、二〇〇一年)。なお、その根拠が「園城寺文書」弘仁三年(八一二)八月十六日付「徳円度縁」(『園城寺文書』第一巻・智證大師文書「三六一七」)「講談社、一九九九年)にあることについては永井晋氏(神奈川県立金沢文庫主任学芸員)から直接ご教示を受けた。

(43) 千葉・常敬寺所蔵・元禄十三年(一七〇〇)写「過去帳」、東京・善福寺所蔵・享保一〇年(一七二五)写「別格諸寺系図」、玄智編・寛政三年(一七九二)成稿「大谷本願寺通記」巻五など。

- (44) 注38の網野義彦前掲論文。

(45) 『石山本願寺日記』下巻(大阪府立図書館長今井貫一君在職二十五年記念会、一九三〇年)に「證如上人日記」として収録。

(46) このことについて管見に及んだものは以下の通り。恵空編・元禄十一年(一六九八)成立「叢林集」巻九「聖人御真影之事第七十一」のなかの「一、西本願寺御堂木像ノ御事」条、浄恵編・明和五年(一七六八)草了「真宗故実伝来鈔」巻上「祖師聖人御木像之事」および「越後常教寺」条、玄智編・寛政三年(一七九二)成稿「大谷本願寺通記」巻五「唯善」条、先啓編・安永八年(一七七九)刊「大谷遺跡録」巻之二「中戸山常敬寺記西派」および「中戸山常敬寺記東派」条。本稿において引用し

た蓮如の言葉とされるものは『大谷本願寺通紀』に拠る。ちなみに『叢林集』および『真宗故実伝来鈔』では第六代・善鸞による親鸞像の首の返却は綽如(一三五〇―一三九三)の本願寺継職時代(一三七五―一三八四)とする。

- (47) 注3の近世に編纂された真宗叢書類は「常敬寺」改称以前の寺号をいずれも「西光院」と伝えるが、大阪・得願寺所蔵の天正三年(一五七五)の年記を有する「山科御坊事并其時代事」(当流諸国坊々事次第不同)の条(本願寺史料研究所編「本願寺教団史料 関東編」(浄土真宗本願寺派、一九八五年)第二章 裏書・奥書)の「五奥書集」所収)には「中戸坂東 昔八号 常敬寺本願寺為掃參略之」とあり常敬寺と改める以前の寺号は「弥陀本願寺」であったとみるべきであろう。

- (48) この関宿合戦の概略については「新編埼玉県史」(埼玉県、一九八八年)通史編2中世・第四章第二節「河越合戦以後の武蔵国(井上恵一執筆)」および「千葉県の地名(日本歴史地名大系12)」(平凡社、一九九六年)東葛飾郡関宿町「関宿」の項を参照されたい。

- (49) 先啓編・安永八年(一七七九)刊『大谷遺跡録』巻之二「中戸山常敬寺記東派」条、玄智編・寛政三年(一七九二)成稿『大谷本願寺通紀』巻五「唯善」条、了貞編・文化六年(一八〇九)刊『二十四輩遺跡巡拝図会』後編巻之二・下総之部「中戸山常敬寺」条などでは天正年中(一五七三―一五九二)の豊臣秀吉と後北条氏との合戦の余波で常敬寺が焼失したと伝え、これに対して国会図書館所蔵「高田町寺社由緒書上」が収録する、延享三年(一七四六)四月に当地の奉行所に提出した越後高田・常敬寺の由緒書では「然ルニ天正之初、関宿之城主梁田中務大夫、北条家を叛而佐竹義重ニ黨ス。氏政怒之関宿城を責。佐竹より後詰雖有之梁田終ニ打負、天正七年五月十一日開城之節、中戸山兵火之為ニ焼失ス」と記す。そしてこれを契機に十代顕照が寺基を信濃国に移転したと伝えるが、『高田町寺社由緒書上』では更に詳しく、常敬寺の焼失は長男了照得度のため父顕照ともども上洛中の出来事と記し、その帰路、顕照は武田信玄の依頼で上杉謙信との和睦交渉に信濃国に赴き、野尻において暗殺され、若年の了照が信濃国に行き暮れ、この由を聞いた武田信玄が供養のため了照に信濃国高井郡栗原庄山田郷に三千貫の土地を与えたことが寺基の移転の契機となったとする。しかしながら、『天文日記』(天文八年(一五三九)三月二十七日の条には既に「坂東中戸常敬寺子息、兵部卿信州以前申下」を明記することから、常敬寺の信濃への寺基の二分は天文八年以前に遡り、その契機も関宿合戦の余波とみることはできない。

- (50) 注49の諸書が記す常敬寺諸堂焼失の契機となったかの地の戦乱については、いずれも後世の記述であるため史実認識に誤りがあるようであるが、天正の頃、当

地で起こった戦火によって常敬寺の諸堂が焼失したことは事実として認めてよからう。ここで当地の戦禍を考えると留意されるのは、永禄八年(一五六五)三月、北条氏康が築田晴助の関宿城を攻撃した際、五里ばかり離れた「号中戸所」に陣所を設け「三月七日付築田晴助書状(古簡雑纂)」、関宿城の「内外宿迄無一字焼払うほど攻め込んだこと(三月六日付「足利義氏感状写」(豊前氏古文書抄)」、以後、天正二年(一五七四)閏十一月の関宿城落城・築田氏敗退(閏十一月十八日付「北条氏政書状写」(安得虎子)」までの三次にわたって関宿合戦が続くこと、諸書が伝えようとしたのはその折の被災ではなかったか。

- (51) 注47の「本願寺教団史料 関東編」第五章 由緒・系図の「五 千葉県」に収録する「中戸山略縁記」には「兵火のために数字の伽藍并御朱印・寺内四十八院・仏像経巻ともに一時に灰燼すといへとも、阿弥陀堂一字・祖師聖人の御木像、猛火の中に安然たる事、凡愚のおよふ所にあらず、実に仏知不思議たるおや(中略)今に当寺に安置す(傍点筆者)」と明記する。

- (52) 文政十三年(一八三〇)にまとめられた千葉・常敬寺所蔵「当寺由緒記書出帳書」には焼け残った「阿弥陀堂一字」をもとに「慶長四年己亥再建十一年目也弟清賢再建相統仕候。此時顕如上人ヨリ門徒中、与力坊主ニハ報恩寺初、如先規馳走可有之旨、下間筑後法印・同刑部卿法印添状二通此二通分仕候当寺再建御書由」と記す。また、宝永八年(一七二一)刊『遺徳法輪集』巻第三「下総国葛飾郡野方深栖郷中戸福泉寺」条には「コノ寺ハ越後高田常敬寺遺跡ナリ、近年西派トナル(中略)関東七箇寺畢。右勝願寺、称名寺、光明寺、三月寺、善福寺、福泉寺、コレヲ古ヘヨリ関東七ヶ寺トイフ」とあり、正徳三年(一七一一)頃成立の『和漢三才図会』六六巻にも「福泉寺」の名前がみえる。そして、是心編・享保十六年(一七三二)刊『御旧跡二十四輩記』巻四「下総国葛飾郡野方深栖郷中戸村常敬寺西派」条において「関東七箇大寺ノ内第四ナリ。当寺ハ高祖上人ノ御孫唯善御房ノ遺跡ナリ(中略)其旧跡ヲ再興シテ福泉寺ト号セシガ、近年本願寺ヘ帰参シテ常敬寺ト往古ノ寺号トナレリ」とあることから、その間に「常敬寺」に復したことが考えられよう。ちなみに、これ以後の先啓編・安永八年(一七七九)刊『大谷遺跡録』や玄智編・寛政三年(一七九二)成稿『大谷本願寺通紀』では「常敬寺」としてあらわれており、表記に矛盾するところはない。

- (53) 当該像の調査は平成六年(一九九四)八月十九日に西川新次、紺野敏文、塩澤寛樹、内藤浩之、佐藤大の各氏と行い、像内銘文の再読のため改めて平成十一年(一九九九)五月六日に米倉迪夫、岡田健、西岡芳文、黒田智、萩原哉の各氏ともに行った。

(54) このことについて注4の西川新次前掲解説では「眉をしかめる、やや面長で鼻の秀でた面相の特色が堅実な彫りでよく捉えられ、やや前こみに肩を少し怒らせて坐るポーズにも、敬虔なさまがあらわれている。そして、衣文の彫りも控え目で、まだ形式化が目立つ程ではないところから見て、鎌倉末期ごろの作と推定される」と記し、『仏像集成1・日本の仏像(北海道・東北・関東)』の解説(清水眞澄執筆)では「彫技はしっかりしており、低い膝、浅い髪などあまり目立ったところは造らないが、意志的に強いものをもっているといえる。鎌倉時代末期の作と思われる」としている。このほか、吉田辰郎編『房総の仏像彫刻(有形文化財・彫刻)』(千葉県文化財保護協会、一九九三年)では「眉をしかめ、やや面長で鼻が高く、口を一文字に結び、顎のがっちりした相貌に、像主の強靱な性格があらわれています。肘を張って合掌する像容とも併せて一層の遺志力が感じられます。写実性の強い相貌や、まだ形式化の目立たない衣の処理などから見て、鎌倉時代後期の作品と考えられます。生前中の寿像か、死後間もない、像主の印象の強く残るころに造像された追善像と思われまします」とする。

(55) 井筒雅風『法衣史』(雄山閣出版、一九七四年)第八章第四節「現存する当代の法衣」の「1縮衣」に時代はやや降るが本願寺坊官であった下間家旧蔵(現、大阪市立博物館所蔵)の石山本願寺時代に遡る「縮衣」が解説を付して図版紹介されているのが参考となる。また、覚如が建武四年(一三三七)に撰述した『改邪鈔』には「一、通世ノカタチヲコト、シ異形ヲコノミ裳無衣ヲ者シ墨袈裟ヲモチキルシカルヘカラサル事」の一章を設けて(文言は注7の『真宗史料集成』第一巻に拠る)、「裳無衣」の着用を禁じており、中世の真宗門徒のあるべき衣体としての「裳付」の着用が窺われる(井筒雅風前掲書第6章中の「裳付(裳附)」の項、第7章「第6節 裳なし衣」および「第7節 鎌倉時代における新興宗派の法衣」)。その表象がどのような意味を持ち得たかについては澤田和人「直裾の基礎的研究(上・下)」(『佛教藝術』二二四・二二六号、毎日新聞社、二〇〇一年)が示唆に富んでおり参照されたい。

(56) 当該の像容を説く儀軌(不空訳『聖観自在菩薩心真言観行儀軌(いわゆる聖観音儀軌)』(『大正新脩大藏經』20-15a)の名称が端的に示すように、本来の表記は「聖観音」とすべきであるが、本稿で用いた名称は写真掲載の許可にあたって林泉寺ご住職・木村恵俊師からの要請により同寺で信仰されている名称を尊重したことを断っておく。

(57) さらに林泉寺正観音菩薩像ではせり出した腹部の厚みを持たせるべく、堅木左右四材を軀幹部に矧ぎ付けて両脚部横木二材を矧ぐのに対して、常敬寺像では腹

部を前にせり出さないため、そのまま両脚部横木三材を矧ぎつける仕様となっている。

(58) 埼玉・林泉寺正観音菩薩像の像内背面墨書銘から、同像は新福寺本尊として造立されたことが知られる。この新福寺の所在等については不詳であるが、作風をかんがみて当地における造像とするのが穏当であろう。その造像銘記は以下の通りである。

嘉元二年甲辰六月十二日

新福寺本尊共造榮畢 大檀那比丘尼念阿弥 陀佛
勸進沙門當重 當承重

元應二年庚申九月十四日 比丘尼念阿弥陀佛
此本尊綵摺畢

(59) 『宇野新蔵覚書』(『統真宗大系』十六卷、真宗典籍刊行会、一九三九年)および大谷大学図書館蔵『御堂日記』に拠ると、東本願寺宣如の江戸下向に際して「関東七箇寺」格の倉田(現、横浜市戸塚区下倉田)・永勝寺の言上が契機となって近隣の長沼(現、横浜市栄区長沼)・正安寺(臨濟宗)に伝来した木造の親鸞像が、徳川幕府の援助で元和三年(一六一七)四月十三日に京都・東本願寺へ遷座されたことが知られる。この親鸞像について『大谷寺誌』(列祖略伝 第十三世宣如上人)条および「仏像 一、常葉真影(如信上人作一體)条(『大日本史料』第十二編二十八(元和三年雜載・佛事、所収)は「常葉(常盤)御影」と認識していたようである。かの像は同五年七月二十五日の時点で「南之御蔵」にあり、降って寛永十三年(一六三六)二月十二日には「奥之御蔵」から「御堂之御蔵」に移座されるとともに、五月八日には再び「御堂之御蔵」から「奥之御蔵」へ納められたという。この親鸞像が唯善によって鎌倉・常葉(常盤)の地にもたらされた像であったかどうかの当否については東本願寺宝蔵に伝えられた当該像(現存)を調査すれば水解するであろう。

(60) 『大日本地誌大系』(二)「雄山閣、一九五七年」に拠る。

(61) 巻第六六・下総「西念寺(在狭島郡邊田村)」の項参照。

(62) 例えば玄智編・寛政三年(一七九二)成稿「大谷本願寺通紀」巻七「西念」条、先啓編・安永八年(一七七九)刊「大谷遺跡録」巻四「木壳西光院真言宗」条、宝永八年(一七二二)刊「遺徳法輪集」巻五下「信州水内郡柳原庄布野西派長命寺」条など。

(63) 現在、茨城・光明寺本と愛知・妙源寺本(ともに室町時代の書写)が知られている。前者には後補ながら「親鸞門侶交名」の内題があるものの奥書識語の年記部

を欠き、後者は内題を欠くものの康永三年(二三三四)十月二十七日に書写した旨の奥書識語がある。従来、これらは『親鸞聖人門侶交名牒』と呼び慣わされているが、そのように呼ぶとき、『親鸞聖人惣御門弟等交名』を含むことが多い(例えばこれらを活字翻刻した山田文昭『真宗史の研究』(法蔵館、一九七一年復刊)、注28の細川行信『真宗成立史の研究』付録、注7の『真宗史料集成』二巻など)。しかし本稿では『親鸞聖人惣御門弟等交名』と区別するため、慣用に従わず、ひとまず光明寺本の内題をもつて書名に宛てることにする。なお、このほかに光明寺本および妙源寺本を活字翻刻し収録したものに『現代語訳親鸞全集』第四集・伝記(講談社、一九七五年)、注47の『本願寺教団史料 関東編』などがある。

(64) 『新編埼玉県史』通史編2中世・第六章第2節(一)「県内新仏教の動向(宇高良哲執筆)」埼玉県、一九八八年。なお、太田庄の庄域については注36の『鷲宮町史』通史上巻・第三篇第一章第三節(原田信男執筆)、ならびに、原田信男『中世村落の景観と生活―関東平野東部を中心として―』第二章(2)太田庄の庄域復原を参照されたい。

(65) 萩原龍夫・杉山博編『新編武州古文書』上(角川書店、一九七五年)所収・埼玉郡31。同書は延文六年(一三六一)九月九日の日付をもつとともに応永二十二年(一四一五)七月二十日書写を伝える。

(66) このことを考えるうえで『親鸞聖人惣御門弟等交名』に記される親鸞高弟・真仏の弟子であった光信(源海)の門徒(いわゆる「荒木門徒」)の南関東における教線拡大が江戸川・荒川・隅田川沿いを上流から河口にかけての港津に展開し、さらに品河湊・六浦津という東京湾内における中世の水陸交通の要所をおさえながら鎌倉にまで及んでいることも参考となる。関東における中世真宗の教線拡大は都鄙の水陸交通の要所をおさえながら展開したという視点は重要と思われる。

(67) 銘札(縦三九・五cm、横一五・五cm、厚一・二cm)裏面には寛永十八年(一六四一)と貞享元年(一六八四)の修理銘があり、天正十五年(一五八七)の銘記ともど

も同筆とみられることから、銘札自体は後世の写しとみられる。ただし、これとは別に像内の背面上方に「天正十五年丁亥霜月十一日」の墨書銘記があり(参考図版1)、当時のものと認めて大過なく、納入銘札の内容と照らしあわせて修理銘とみるべきであろう。なお、この銘札は筆者の調査時には像内から取り出され傍らに別置されていた。

(68) 清浄寺「親鸞聖人」像の実査は平成十三年(二〇〇二)七月五日(木)に西岡芳文・黒田智・萩原哉の各氏とともに行い、撮影は城野誠治氏(東京文化財研究所)によってライトフェイズによるデジタル撮影を行った。

(69) その他の法量は以下の通り(単位はcm)。
 頂・額 二五・七 臂張 五九・四 膝張 七〇・五
 耳張 一八・八 腋幅 三四・四 袖張 九二・二
 耳朶張 一七・七 胸奥(左) 二六・一 膝高(右) 一五・〇
 面幅 一五・一 ♪(正中) 二八・四 ♪(左) 一四・九
 面奥 一九・五 腹奥 三〇・七 裳先奥 六二・一

(70) なお、文化九年から文政十一年の間(一一八二―一一八二八)に成立した十方庵敬順著『遊歴雜記』初篇中六十「式合半領木売村西光院の事実」(『新編埼玉県史』資料編一〇・近世1地誌(埼玉県、一九七九年)、所収)によれば永らく尊名不詳であった当該像を元禄年間(一六八八―一七〇四)に江戸・小日向本法寺(東本願寺末)の通達院良秀が下総国関宿・常敬寺に招かれた際に立ち寄り鑑定して「親鸞聖人」像であると看破し、その返札にかの親鸞像の合掌手をもらい受けたと伝える。しかし現状を見る限り、清浄寺「親鸞聖人」像の合掌手を後補とみえることは一概に決しがたい。

(71) 『美術工芸品彫刻』所在緊急調査報告書1「埼玉県立博物館、一九八五年」。
 (72) 注7の『真宗史料集成』第一巻、所収。

(73) 龍谷大学所蔵「大谷本願寺御代之事」所収。筆者は原本未見のため注26の『本願寺史』第一巻第四章「四、三代伝持の血脈説」に拠った。

(74) 注48の『新編埼玉県史』通史編2中世「第三章古河公方・両上杉氏と武蔵」および「第四章後北条氏の武蔵支配」参照。

(75) この「北条氏康掟書」(「港区の文化財」第一〇集・高輪白金(その2)「付、麻布善福寺中世文書」(東京都港区教育委員会・東京都港区文化財調査委員会、一九七四年)所収)の当該句は、従来、北条早雲による後北条氏領内の一向宗禁教弾圧を伝えるものと解されてきたようであるが、その宛名が当時、武蔵国における一向宗の代表と目された阿佐布・善福寺であったことを念頭におくとき、当該句は

参考図版1
 埼玉・清浄寺「親鸞聖人」像
 像内墨書銘(赤外線写真)

善福寺を当事者として武蔵国が「既^ニ一向宗被^レ絶^ハ、以来及^フ六十年^ニ之由候処」と解したほうが適切ではなからうか。ちなみに後北条氏の武蔵国進出は大永四年(一五二四)正月、氏綱によって扇谷上杉氏を追い落としての江戸入城をもって始まる。すると、永禄九年(一五六六)から遡ること六十年前の永正三年(一五〇六)頃の武蔵国における真宗禁教弾圧は後北条氏によるものと解するのは適切でなく、当時、武蔵国における覇権は関東管領・山上杉氏にあったとはいえず、いまだ扇谷上杉氏の拠点が江戸城にあったことを思うと、扇谷上杉氏による禁教弾圧であった可能性が考えられるのではなからうか。しかも、かの扇谷上杉氏のもうひとつの拠点が河越城であったことから、禁教弾圧は当然、吉川の西光院あたりまで及んでいたものとも思われる。もとよりその契機は永正三年から四年にかけて畿内・北陸・三河に起こった一向一揆の波及を恐れていたこととあることはいうまでもない。なお、近時発表された鳥居和郎「後北条氏領国下における一向宗の『禁教』について」(『戦国史研究』三八号、東国戦国史研究会、一九九九年)および「戦国大名北条氏と本願寺——禁教」関係史料の再検討とその背景——(『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』二七号、二〇〇一年)では、当時の状況を考証されて当該句について「本願寺との交渉を有利にするため」のレトリックであり、永正三年以来六十年に及ぶ後北条氏の真宗禁教弾圧は存在しなかったとの見解を提示されている。当該句の解釈について筆者と見解を異にするものの後北条氏の行為ではなかったという認識では共通する。

- (76) 玄智編・寛政五年(一七九二)成稿『大谷本願寺通紀』卷七「西念」条、先啓編・安永八年(一七七九)刊『大谷遺跡録』卷四「木壳西光院真言宗」条など。
- (77) 元禄十三年(一七〇〇)刊『摺聚抄』卷上「武蔵国河戸ノ西光院」条。宝永八年(一七一)刊『遺徳法輪集』卷五下「信州水内郡柳原庄布野西派長命寺」条。了貞編・文化六年(一八〇九)刊『二十四輩巡拝図会』後編卷之一「西光院」条など。
- (78) 注70の『遊歴雜記』「武郷半領木壳村西光院の事実」によれば、かの別堂は正徳初年(一七一)の建立という。
- (79) 宮崎円遵「本願寺の本尊安置と両堂の整備」(注11の『真宗史の研究(上)宮崎円遵著作集第四卷』、所収)
- (80) このように親鸞像を本尊として別堂に安置する例は他に中世末頃に真宗から浄土宗に転じた東京都江戸川区の明福寺の例がある(本文後掲挿図42)。なお、転宗の理由については注75において述べる通りである。
- (81) ちなみに、赤松俊秀氏は「鏡御影」の紙面に等間隔に横折れの線があることと延慶三年に修理が覚如の手で行われていた事実に着目して、前年に起こった「唯善

事件」で奪い去られた大谷廟堂安置の親鸞影像の像内に納置されていた可能性を述べている(赤松俊秀「親鸞像について」『鎌倉仏教の研究』平楽寺書店、一九五七年)。

- (82) このことについては、藤島達朗「教行信証の書誌」(大谷派宗宝並に宗史蹟保存委員会監修「親鸞聖人真蹟国宝 顕浄土真実教行証文類」影印本解説(大谷派宗務所、一九五六年))において初めて指摘がなされ、宮崎円遵「安城御影とその意義」および「親鸞聖人安城御影」(注8の『親鸞の研究(下)宮崎円遵著作集第二巻』、所収)において深化をみたまものである。
- (83) 注18の「存覚上人二期記・存覚上人袖日記(龍谷大学善本叢書3)」所収。
- (84) 注82の宮崎円遵前掲論文参照。
- (85) 「安城御影」裏書。および頭誓編「反古裏書」(『統真宗大系』十五卷(真宗典籍刊行会、一九三八年)所収)「安静御影の事」条。なお、その折に制作されたもう一本の副本は摂津富田の教行寺へ下附されたという。
- (86) 注82の宮崎円遵前掲論文参照。
- (87) 注12の「真宗重宝聚英」第八巻図版・73解説。これに次いで「安城御影」の影響を受けた親鸞単独(画)像の最初は寛正五年(一四六四)五月十四日付の蓮如裏書をもつ滋賀・福正寺蔵本とされる(青木馨「本尊・影像論」『講座蓮如』第二巻、平凡社、一九九七年)。
- (88) 現存作例では石川・本誓寺所蔵の永享八年(一四三六)本願寺存如裏書を伝える親鸞(画)像が本願寺下附の古例とされる(平松令三「親鸞聖人絵像」『真宗重宝聚英』第四巻、同朋舎出版、一九八八年)。ただし、この裏書写を現存のそれに比定することに疑問視する指摘もある(注87の青木馨前掲論考)。
- (89) 注87の青木馨前掲論考参照。ちなみに、蓮如による親鸞(画)像の下附の最初期の例には寛正二年(一四六一)八月一日付の裏書を有する大阪・慈願寺蔵の聖徳太子ならびに親鸞・存如連坐像がある(南御堂難波別院・朝日新聞社共催「大阪の町と蓮如上入展」(大阪心斎橋大丸、会期は一九八六年四月二四日〜四月二九日)図録「蓮如と大阪」所載)。ただし、この慈願寺本の蓮如裏書については近年疑問視されている由を小山正文氏からご教示受けた。
- (90) 『大正新脩大藏經』83―七五六b。真宗史学では「真宗法彙」所収本の校異に「有記云、永仁二年覚如宗主著之」とあることに拠って、その述作について永仁二年(一二九四)の親鸞三十三回忌を契機とするというのが定説となっているようである(重松明久編「覚如(人物叢書)」吉川弘文館、一九六四年)。このことについて注8の宮崎円遵前掲「本願寺聖人親鸞伝絵私記」において、氏は大谷廟堂への親

〔参考年表〕 大谷廟堂の造営と親鸞影像の安置

文永九年 (一一二七)	冬ごろ	親鸞の墳墓を改葬し大谷の地に廟堂(六角堂)を建て石塔を安置する(本願寺本『善信聖人絵』・専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』)	第一期
永仁三年 (一一九五)	11・1	願智、大谷廟堂に親鸞像を安置する(本願寺本『善信聖人絵』・専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』・延慶二年七月二十六日付「青蓮院下知状」)	
延慶二年 (一一三〇)	7・1	唯善、大谷廟堂の金物および石塔を破り取り、親鸞影像と遺骨を奪取し鎌倉常葉の地に安置する(延慶二年七月二十六日付「青蓮院下知状」・存覚期記)	第二期
延慶三年 (一一三一)	7・4	願智没(85)。生前に大谷廟堂安置のための親鸞影像を再度造立する(応長元年十一月二十八日付「青蓮院下知状案」)	
応長元年 (一一三二)	11・28以前	法智、大谷廟堂(六角堂)を再建(応長元年十一月二十八日付「青蓮院下知状案」)	第三期
正和元年 (一一三二)	夏ごろ	法智、大谷廟堂に「専修寺」の額を掲げる(「存覚一期記」)	
元亨元年 (一一三二)	秋ごろ	延暦寺からの抗議により「専修寺」の額を撤去する(「存覚一期記」)	
建武三年 (一一三六)	2・1以前	大谷廟堂を「本願寺」と公称する(元亨元年二月日付「本願寺親鸞上人門弟等愁申状」)	
暦応元年 (一一三三)	この年	大谷廟堂ならびに親鸞影像焼失(「存覚一期記」)	
	10・1	唯善房遺跡、親鸞影像の返却に応じず(「存覚一期記」)	
	11・1	専空ら、錢三十六貫で堂宇を買い求め、これを大谷廟堂にあてる(六角堂の規矩が崩れる)(「存覚一期記」)	

参考図版2-(2) 『本願寺聖人伝絵(康永本)』 京都・東本願寺

参考図版2-(1) 『本願寺聖人親鸞伝絵(弘願本)』 京都・東本願寺

親鸞影像安置の時期を永仁三年とされたところから「報恩講式」がその前年に撰述されたとするならば、講式に明記された「留_ム真影_ハ於眼前_ニ」とあることと矛盾をきたし、苦慮されて木造の親鸞影像以前は祥月命日のみの画像による非恒常的安置があり得たことを想定され、整合性をはかろうとされた。しかしながら観応二年(一一三五)に述べられた「慕帰絵」第五巻第二段詞書には永仁三年十月中旬における親鸞伝絵の制作に言及したのちに「將又往年にや報恩講式といへるをせり、是も祖師聖人を嘆徳し奉れば、遷化の日は月々の例事として、いまもかならず一座を儲て三段を演るものなり」とあり、この詞書を重視するならば親鸞伝制作の前年を「往年」とすることはやはり抵抗があり、むしろ大谷廟堂に親鸞影像が造立されて以後のことと考えた方が講式に「留_ム真影_ハ於眼前_ニ」とあることとも矛盾せず自然ではなからうか。

(91) 注88の平松令三前掲論文では「華御影」が正面向きとすることから礼拝像であったこと、および裏書に「所奉安置常楽台御影殿也」とあることを考慮しつつ「彫刻

像と同じような体裁とするため、とくに椅子に坐する姿として描いたのではないかと推測し、背後の屏障に大輪の蓮を描くことに大谷廟堂の親鸞影像の影響を想定されている。

(92) ちなみに、この大谷廟堂安置の親鸞影像について、専修寺本『善信聖人親鸞伝絵』以後に本願寺覚如の周辺で康永二年(一一三三)に制作された『本願寺聖人伝絵(いわゆる康永本)』と貞和二年(一一四六)制作の『本願寺聖人親鸞伝絵(いわゆる弘願本)』においては、ともに頸に帽子を巻き、数珠を両手先で執るものの左右の手の位置(高さ)を違えて描いている(参考図版2)。ここで、かの弘願本が制作年次こそ康永本より遅れるものの、そこに描かれた絵相・内容が本願寺本『善信聖人絵』が伝える初稿本系の絵相から康永本へと展開する中間に位置づけられるとの指摘があること(『真宗重宝聚英』第五巻(同朋舎出版、一九八九年)図版5解説、小林達朗『日本の美術415・絵巻親鸞聖人絵伝』(至文堂、二〇〇一年)、さらには「唯善事件」以後の大谷廟堂における親鸞影像の安置が、「唯善事件」直後の延慶三年(一一三〇)と、建武三年(一一三二)に廟堂ともども焼失し、その後、暦応元年(一一三三)に改めて廟堂ならびに親鸞影像が再興されていることを

愛知・妙源寺

参考図版3 光明本尊 (当該部)

あわせ考慮するならば(別掲年表参照)、康永本および絵相から康永本に先行する内容を描くとされる弘願本にあらわれた親鸞影像の像容の相違は、これら二度にわたる親鸞影像の再興を反映したものとみることとも出来よう。すなわち、弘願本のそれは「唯善事件」のあとの再興像を、康永本は暦応元年の再興像をそれぞれ描くものと解し得るのではなからうか。はたしてそうと考えるとき、存覚が描かせた常楽寺本「華御影」が襟頭に帽子を巻くことに「鏡御影」ともども、当時、大谷廟堂に安置されていた親鸞影像の影響も当然、考慮されなくてはならないであろう。

(93) 『本證寺藏 木造慶円上人坐像 木造阿弥陀如来立像 修理報告書』安城市教育委員会、一九九九年。かの慶円は『親鸞聖人惣御門弟等交名』では「安城御影」を伝えた三河門徒の専海(專信)の弟子・円善の門弟と記し、茨城・光明寺本「親鸞門侶交名」によれば円善の弟子・念信の門弟であると記す。

(94) もとより例外もあつたようである。例えば広島・西郷寺一鎮像(南北朝時代)、宮城・真福寺安国像(南北朝時代)、神奈川・蓮台寺他阿像(室町時代)などにおいては帯紐を膝前にあらわさない。

(95) 宮崎円遵「初期真宗における時衆の投影」『龍谷史壇』八号、龍谷大学史学会、一九三二年(のち注11)『真宗史の研究(上)宮崎円遵著作集第四卷』所収。

(96) 東京・報恩寺「親鸞聖人」像にみるような右手に扨子を持ち、左手に数珠を執る中世真宗の肖像彫刻には、このほか延慶三年(一二三〇)銘の栃木・専修寺願智像をはじめとして、群馬・宝福寺性信像、茨城・報恩寺性信像・性智尼像、茨城・光明寺明光像などが知られており、『真宗重宝聚英』第九卷(同朋舎出版、一

九八八年参照)、中世真宗の肖像彫刻において一系統を形成していたことを示す。このことについて光森正士氏は栃木・専修寺願智像について「真宗関係の肖像としてはまことに珍しく(中略)拂子は元來通仏教的な僧具であるから、別段持物として具することが不思議という訳ではないが、今日では全くみられないものであり、これが初期真宗の僧侶が拂子を使用していた証拠にもなり、これはまことに貴重な作例といえよう」とされたが(『同』第九卷・図版72解説)。なお、同様の指適は薄井和男「中世浄土系肖像彫刻の基礎的研究」(『鹿島美術研究』年報14号別冊、鹿島美術財団、一九九七年)においてもなされてはいるが、筆者はいささか見解を異にする。ここで視野にいれておきたいのは親鸞在世中に遡り、親鸞高弟・真仏(一一〇九―一二五八)が制作に直接関与した愛知・妙源寺本「光明本尊」の右幅(天竺三震旦高僧連坐図)において京都・二尊院本の浄土五祖図の図像を借用しながら、二尊院本では尊名が特定し得ない背屏付きの椅子に跏坐して右手に扨子をもつ僧形像を善導像として受容していた事実にある(参考図版3)。本稿で指摘したように大谷廟堂安置の親鸞影像にみる合掌・跏坐の形式が当代に知られた善導像のスタイルに倣ったことを思うと、東京・報恩寺「親鸞聖人」像をはじめとして茨城・専修寺願智像ほか、この形式を踏襲する一群の中世真宗の肖像彫刻の存在は、合掌形式とは別のかたちでの善導への志向をそこに認めるべきではなからうか。

(97) これらのうち、神奈川・東福寺、同・善福寺、東京・明福寺が所蔵する「親鸞聖人」像については稿を改めて論じる予定である。

〔付記〕本稿は平成六年度笹川科学研究助成金による調査研究の成果の一部を含む。本稿を成すにあたり「親鸞聖人」像および関連史料の調査・撮影に際しては千葉・常敬寺、埼玉・清浄寺、京都・光蘭院、滋賀・光照寺の各ご住職、ならびに大谷大学図書館にご高配を賜った。また、平松令三(専修寺宝物館主幹・元龍谷大学教授)、小山正文(同朋大学文学部非常勤講師・同朋大学仏教文化研究所客員所員)、安藤章仁(龍谷大学非常勤講師)、西岡芳文(神奈川県立金沢文庫主任学芸員)の各氏からは成稿に際して筆者の不確かな知識について懇切なるご教示に預かった。

なお、本稿で用いた図版写真のうち常敬寺「親鸞聖人」像は津田徹英が撮影したものであり、清浄寺「親鸞聖人」像は城野誠治(東京文化財研究所)の撮影によるものである。また、林泉寺正観音菩薩像の写真は埼玉県立博物館より提供を頂き、その際、埼玉県教育委員会・林宏一氏および同博物館資料調査課・杉山正司

氏のご尽力を得た。ここに記して謝辞を申し上げる次第であります。

〔追記〕挿図11・12・24は次の研究書・論文図版をもとに筆者が作成した。

挿図11〔地図で訪ねる歴史の舞台―日本―最新版〕(帝国書院、二〇〇〇年)「鎌倉市」地図、挿図12〔北区史〕通史編第二章・図2―1)、挿図24〔鷺宮町史〕通史上巻・第三篇第一章第三節(原田信男執筆)、および、原田信男『中世村落の景観と生活―関東平野東部を中心として―第二章〕(2)太田荘の荘域復原〔図5〕。